

職員の給与に関する報告

平成20年10月

川崎市人事委員会



20川人委調第264号
平成20年10月2日

川崎市議会議長 鏑 木 茂 哉 様
川 崎 市 長 阿 部 孝 夫 様

川崎市人事委員会
委員長 西 澤 秀 元

職員の給与に関する報告について

川崎市人事委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与等について別紙のとおり報告します。

報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与等及び市内民間事業所の従業員の給与等の実態を把握するとともに、職員の給与を決定する基礎的諸条件について調査、研究を行ってきた。

その結果は、次のとおりである。

1 職員の給与等の実態

本委員会が、本年4月現在における職員の給与等の実態について調査した結果によると、「川崎市職員の給与に関する条例」適用の職員（10,851人、平均年齢42.7歳）の平均給与月額は414,000円（給料345,864円、扶養手当10,060円、地域手当43,545円、その他14,531円）となっている。

これら職員のうち、民間給与との比較を行っている行政職給料表(1)の適用職員（6,347人、平均年齢42.1歳）の平均給与月額は416,554円（給料347,356円、扶養手当8,366円、地域手当43,858円、その他16,974円）となっている。

【参考資料第1表～第9表（1～60ページ）参照】

2 民間の給与等の実態

本委員会は、例年のとおり、人事院及び神奈川県人事委員会等と共同して、「職種別民間給与実態調査」を実施した。当該調査は、市内に所在する民間事業所のうち、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の441事業所を調査対象事業所とし、その中から層化無作為抽出法により抽出された110事業所について行ったものである。

調査内容は、公務と類似すると認められる職種に従事する者に、本年4月分として支払われた給与月額及び昨年8月から本年7月までの1年間において支払われた特別給の支給状況等となっている。

【参考資料第10表～第23表（62～78ページ）参照】

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果は次のとおりである。

(1) 初任給

事務・技術関係新規学卒者の本年4月の初任給の平均額は、大学卒で201,958円、短大卒で178,852円、高校卒で165,776円となっている。

【参考資料第11表（63ページ）参照】

(2) 職種別給与

事務・技術関係職種をはじめ各職種ごとの平均支給額は、参考資料第12表に示すとおりとなっている。

【参考資料第12表（64～73ページ）参照】

(3) 初任給の改定状況

新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で41.8%、高校卒で16.4%であり、新規学卒者の採用を行った事業所のうち、初任給が増額となっている事業所は、大学卒で47.4%、高校卒で60.8%となっている。

【参考資料第13表（74ページ）参照】

(4) 家族手当

家族手当制度がある事業所の割合は81.7%であり、その平均支給月額は配偶者15,235円、配偶者と子1人の場合22,229円、配偶者と子2人の場合28,507円となっている。

【参考資料第14表（74ページ）参照】

(5) 住宅手当

住宅手当を支給する事業所の割合は74.2%であり、そのうち借家・借間居住者に対してはすべての事業所が支給しており、自宅居住者に対しては87.5%の事業所が支給している。

【参考資料第15表（75ページ）参照】

(6) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額4.52月分相当となっている。

【参考資料第16表（75ページ）参照】

(7) 給与改定の状況

参考資料第17表に示すとおり、一般の従業員について、ベースアップの慣行のない事業所の割合は54.2%、ベースアップを中止した事業所の割合は9.0%となっており、ベースアップを実施した事業所の割合は36.8%となっている。

また、参考資料第18表に示すとおり、一般の従業員について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は89.3%となっている。

【参考資料第17表・第18表（75・76ページ）参照】

(8) 年俸制の導入状況

参考資料第19表に示すとおり、年俸制を導入している事業所は、部長級では32.0%、課長級では21.2%、一般の従業員では3.3%となっている。

【参考資料第19表（76ページ）参照】

(9) 昇給制度の状況

参考資料第20表に示すとおり、一般の従業員について、昇給制度を設けている事業所は91.7%であり、そのうち査定昇給を行っている事業所は86.8%となっている。

【参考資料第20表（76ページ）参照】

(10) 冬季賞与の配分状況

参考資料第21表に示すとおり、民間事業所の冬季賞与の配分状況については、課長級においては考課査定分が45.6%となっているのに対し、一般の従業員においては考課査定分が40.1%となっている。

【参考資料第21表（77ページ）参照】

(11) 雇用調整の実施状況

参考資料第22表に示すとおり、民間事業所における雇用調整の実施状況をみると、平成20年1月以降に雇用調整を実施した事業所の割合は11.0%となっている。雇用調整の措置内容をみると、転籍出向（4.4%）、部門の整理・部門間の配転（2.8%）、残業の規制（2.8%）等となっている。

【参考資料第22表（77ページ）参照】

(12) 所定労働時間の状況

参考資料第23表に示すとおり、平均所定労働時間は、1日当たり7時間44分、1週間当たり38時間44分となっている。

また、所定労働時間の分布状況をみると、1日当たりでは7時間45分としている事業所が45.2%、1週間当たりでは38時間45分としている事業所が37.5%となっており、最も多くなっている。

【参考資料第23表（78ページ）参照】

3 民間給与との比較

職員の給与等の実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては行政職給料表(1)の適用職員、民間においてはこれに類似すると認められる職種の者について、給与決定要素を同じくすると認められる者同士の本年4月分の給与額を対比させ、ラスパイレス方式により精密に比較を行った。

その結果は、次のとおりである。

なお、民間給与との比較方法については、平成18年の勧告から、民間企業従

業員の給与をより広く把握し、職員の給与に反映させるため、比較対象企業規模をそれまでの100人以上から50人以上に改めるなどの見直しを行っており、また、昨年の勧告から、給料表の職務の級の見直しを行ったことに伴い、比較における対応関係の整理を行った。

職員の給与と民間給与との較差

(単位：円)

項 目	民間給与 a	職員の給与 b	較 差 a - b $\left[\frac{a-b}{b} \times 100 \right]$
行政職給料表(1)関係	419,766	419,722	44 (0.01%)

(注) 本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

4 物価及び生計費

本年4月における「消費者物価指数」は、昨年4月と比べ全国では0.8%、本市では0.7%上昇している。

本委員会が「家計調査」及び「全国消費実態調査」を基礎に算定した本年4月における本市の標準生計費は、1人世帯で111,750円、2人世帯で203,870円、3人世帯で230,780円、4人世帯で257,670円となっている。

【参考資料第24表・第25表(79～81ページ)参照】

5 人事院勧告の概要

人事院は、本年8月11日、国会及び内閣に対して、国家公務員（一般職）の給与等について報告し、併せて給与等の改定について勧告を行った。その内容は、おおむね次のとおりである。

1 民間給与との較差に基づく給与改定

(1) 月例給

ア 民間給与との較差

民間給与との較差は136円（0.04%）であり、俸給表については較差が極めて小さく適切な改定には十分でないこと、諸手当についても改定する特段の必要性は認められないこと等を勘案して、本年は月例給の水準改定を行わない

イ 医師の給与の特別改善（平成21年4月1日実施）

国の医療施設における勤務医の確保が重要な課題となる中で、国の医師の給与は、民間病院や独立行政法人国立病院機構に勤務する医師の給与を大きく下回っており、若手・中堅医師の人材確保のため初任給調整手当を改定（年間給与を独立行政法人国立病院機構並みに平均で約11%引上げ）

(2) 期末・勤勉手当

民間の支給割合は、公務の支給月数（4.50月）とおおむね均衡し、改定なし

(3) その他の課題

ア 住居手当

自宅に係る住居手当は来年の勧告に向けて廃止を検討

借家・借間に係る住居手当は高額家賃負担職員の実情を踏まえ、引き続き検討

イ 単身赴任手当

経済的負担の実情、民間の同種手当の支給状況を考慮して改善を検討

ウ 非常勤職員の給与

各庁の長が給与を決定する際に考慮すべき事項を示す指針を策定

非常勤職員の問題は、今後は政府全体としてその在り方をどのようにしていくのか幅広く検討を進めていく必要

2 給与構造改革

俸給制度、諸手当制度全般にわたる改革を進めてきており、地域間給与配分の見直しや年功的な給与上昇の抑制などを着実に実施

給与構造改革期間終了後は、地域間の配分の在り方の検討、給与における能力・実績主義を一層推進する観点から必要に応じた見直しの検討、これらに加え、60歳台前半における雇用問題の検討に併せて60歳前も含めた給与水準及び給与体系の在り方についても検討することとし、これらの諸課題に対応すべく総合的な検討を行っていく必要

(1) 平成21年度において実施する事項

ア 本府省業務調整手当の新設

国家行政施策の企画・立案、諸外国との折衝、関係府省との調整、国会対応等の本府省の業務の特殊性・困難性を踏まえ、近年、各府省において本府省に必要な人材の確保が困難になっている事情を併せ考慮し、現行の本府省の課長補佐に対する俸給の特別調整額を廃止した上で、本府省の課長補佐、係長及び係員を対象とした本府省業務調整手当を新設（平成21年4月1日実施）

イ 地域手当の支給割合の改定

地域手当は、平成22年度までの間に段階的に改定することとしており、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間の暫定的な支給割合を設定

(2) 勤務実績の給与への反映の推進

新たな人事評価制度の導入に伴い、以下のとおり措置

- ・ 直近の評価結果等を昇給や勤勉手当の勤務成績判定、期末特別手当に活用
 - ・ 評価結果に基づく勤務成績が不良である者に対して降給・降格の仕組みを整備
- 人事評価の実施後、評価結果が確定したときには、直ちにこれを活用するものと

するよう措置。本府省以外の職員に係る活用は、直ちに活用できる場合を除き、その1年後から開始

3 勤務時間に関する勧告

(1) 民間企業の所定労働時間の状況

- ・ 勤務時間は給与と同様に基本的な勤務条件であり、民間と均衡させることが基本。その際、勤務時間は業務運営の基礎であり、民間企業の所定労働時間のすう勢を見極めることが必要
- ・ 企業規模・事業所規模50人以上の事業所を対象として事務・管理部門の所定労働時間を調査
- ・ 本年の調査結果は1日7時間45分、1週38時間49分。平成16年から本年までの調査結果は安定的に推移しており、その平均は1日7時間44分、1週38時間48分。職員の勤務時間より1日15分程度、1週1時間15分程度短い水準で定着
- ・ 多くの民間企業が、労働時間管理のため、区切りの良い15分刻みで所定労働時間を設定

(2) 行政サービスの維持

- ・ これまでの行政サービスを維持し、かつ、行政コストの増加を招かないことが基本
- ・ 各府省は、業務の合理化・効率化や勤務体制の見直し等により、現在の予算や定員の範囲内で、業務遂行に影響を与えることなく対応が可能
- ・ 職員一人一人が仕事の進め方や働き方を点検するなど、公務能率の一層の向上に努める必要

(3) 仕事と生活の調和

- ・ 勤務時間の短縮は、家庭生活や地域活動の充実など、広く仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に寄与

(4) 勤務時間の改定

- ・ 職員の勤務時間を1日7時間45分、1週38時間45分に改定することが適当
- ・ これに伴い、船員、再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び任期付研究員の勤務時間について所要の措置を講ずる
- ・ 平成21年4月1日から実施

4 公務員人事管理に関する報告

(1) 人材の確保・育成

ア 採用試験の基本的な見直し — 高い資質と使命感を有する人材の確保が引き続き重要

- ・ 国家公務員制度改革基本法の制定、人材供給構造の変化を踏まえ、採用試験の基本的見直しに向け、専門家会合を開催し、各試験の意義、検証すべき能力・手法等について、検討に着手
- ・ 今後の中途採用試験の在り方も念頭に、「経験者採用システム」の一層の活用

イ 幹部要員の確保・育成

- ・ 幹部要員をはじめとする職業公務員の人材育成の在り方について、研究会を開催し、高い使命感を持つ行政官の確保・育成に向けて検討に着手
- ・ 基本法による新制度発足前においても、思い切った能力実績に応じた人事運用への転換が必要

課長補佐級への昇任から適格性を厳正に判断、課長級への昇任時には従来以上に厳しく適任者を選抜。併せて、Ⅱ・Ⅲ種等採用職員の一層の登用推進

ウ 人事交流の推進

円滑な官民交流に資するよう、官民人事交流法に基づく交流基準等について必要な見直し

エ その他

女性の採用・登用の拡大。昨年の国公法改正を踏まえた任免規則の整備
分限について、新たな人事評価の導入に伴い、規則・指針の整備 等

(2) 能力及び実績に基づく人事管理の推進 — 新たな人事評価制度の活用

評価結果の人事管理への活用の基本的な枠組みを提示（昇任、昇格、昇給、ボーナスに加え、免職・降任・降格・降給処分や人材育成にも活用）。試行結果も踏まえ、評価制度の施行までに制度整備

(3) 仕事と生活の調和に向けた勤務環境の整備

- ・ 本府省の超過勤務縮減のため、政府全体として計画的な在庁時間削減に取り組むことが必要。他律的業務に係る超過勤務について、業務の改善・合理化の徹底及び縮減策等の検討
- ・ 育児休業等の制度の周知や利用モデルの提示など職員のニーズに合わせた両立支援を推進
- ・ 心の疾病の予防や早期発見のための情報の提供、気軽に相談できる体制の整備等を検討

(4) 退職管理 ～高齢期の雇用問題～

65歳までの段階的定年延長を中心に検討。その際、再任用との組合せ、役職定年制の併用、外部との人事交流の促進、高齢期の職員のための職域の開発、給与総額増大の回避の方策なども検討

6 本年の給与の改定

以上述べた本市の職員の給与決定に関係のある基礎的諸条件を総合的に勘案すると、社会一般の情勢におおむね適応しているものと判断し、勧告を行うには至らないが、本委員会としては、次のとおり、給与の改定について対応する必要があると考える。

(1) 月例給

本年においては、既に述べたとおり、行政職給料表(1)の適用職員の給与については、4月時点で、職員の給与が民間給与を44円（0.01%）下回ってい

るものの、ほぼ均衡していることが判明した。

行政職給料表(1)については、本年の較差が極めて小さく、適切な改定を行うには十分でないことから、改定を行わないこととする。

行政職給料表(1)以外の給料表については、行政職給料表(1)との均衡を考慮し、改定を行わないこととする。

諸手当については、民間事業所の各手当の支給状況等を踏まえると、今回のような極めて小さな較差の中で改定する特段の必要性は認められないことから、改定を行わないことが適当である。

ただし、(3)で述べる課題については、別途検討する必要がある。

(2) 期末・勤勉手当

期末・勤勉手当については、民間事業所の特別給の支給割合（4.52月分）が、職員の期末・勤勉手当の支給月数（4.50月分）とおおむね均衡していることが判明した。このことから、期末・勤勉手当の支給月数の改定を行わないことが適当である。

(3) その他の課題

ア 医師の給与

本年の人事院勧告においては、国の医療施設における勤務医確保を重要な課題とし、若手から中堅の医師の人材確保を図るため、初任給調整手当の改定を行うこととしたが、本市においても、医療職給料表(1)の適用職員について、国や他都市の動向を注視しながら、適切な給与水準について検討する必要がある。

イ 教員特別手当

平成18年7月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」に基づき、国の平成20年度予算において、義務教育費国庫負担

金については、平成21年1月からの義務教育等教員特別手当の縮減に伴う金額が計上されたところである。

市立高等学校又は幼稚園の教員に支給される教員特別手当は、市立小中学校等の教員に支給される義務教育等教員特別手当との均衡を考慮して改定することが適当である。このため、国の義務教育費国庫負担金の見直し状況や市立小中学校等の教員に支給される義務教育等教員特別手当の改定状況等を注視しながら、改定について検討する必要がある。

なお、本委員会は、昨年の勧告時において、給料表の明示について検討をする旨言及したところである。本年は、較差が極めて小さく、月例給の改定を行わないこととしたが、来年以降の勧告において、月例給の改定を行う必要がある場合には、市民に対する説明責任を全うするため、給料表等を明示して勧告を行うものとする。

7 新たな給与制度

本委員会は、平成18年の勧告時において、平成18年度から平成22年度までの5年間で取り組まれている国の給与構造改革の仕組みを基本とした上で、給料表の見直しや地域手当の見直し、勤務実績の給与への反映を内容とする新たな給与制度の構築について言及するとともに、勧告を行った。

新たな給与制度は、昨年4月1日から実施に移されており、本年4月1日から勤務実績に基づく昇給制度の導入等が実施されたところである。

今後は、新たな給与制度の構築の効果を検証するとともに、国の給与構造改革期間終了後の取組を注視しながら、給与制度の在り方について、調査、研究を進め、必要に応じ更なる見直しを検討していくものとする。

8 人事管理に関する報告及び意見

(1) 多様で有為な人材の確保

近年、市職員採用試験の受験者は減少傾向にあり、また、民間企業における採用意欲が拡大している中で、本委員会では将来の市政を担う有為な人材を確保していくため、就職説明会の実施等を通じて、公務及び本市の魅力を中心に積極的な広報戦略を展開したところ、本年は受験者数を伸ばし減少傾向を食い止める成果を得た。

また、広い視野や柔軟な発想力を持ち、本市職員として直ちに活躍が期待できる者を採用するため、平成13年度から民間企業等職務経験者採用試験を実施しているが、本年からその受験資格年齢の上限を引き上げ、優秀な人材を幅広い年代に求めることとした。

今後も、受験者確保に向けた取組を引き続き強化するとともに、複雑かつ高度化した行政課題に対応するため、職員採用試験制度を様々な視点から検証し、高い能力・意欲を持つ人材の確保に努めていく。

(2) 人材の育成

ア 人事評価制度の着実な運用

本市の新たな人事評価制度は、能力・実績を重視した人事管理を進めるための基盤となるものであり、人材育成、任用、給与等に活用していく上で重要な役割を果たすものである。平成19年度は本格運用の2年目であったが、難易度の高い業務目標の増加や目標管理の手法の浸透と、職員の意識改革に一定の効果があったと言える。

任命権者においては、評価者を対象とした研修を定期的・継続的に実施することでなお一層評価の客観性・公平性を高めるよう努めるとともに、引き続き、苦情相談の事例等を検証し、評価制度の適正な運用を図っていくことを期待する。

また、より信頼性・納得性の高い評価制度を実現していくためには、被評価者・評価者間相互の信頼関係を醸成することが重要であり、各職場内で日ごろの職員間のコミュニケーションを促進していく必要がある。

イ 若手職員の育成

効率的な行政運営を目指し、より効果的で能率的な行政体制を構築するためには、職員は、柔軟な発想と、社会の変化に対応した課題を発見し解決していく能力が求められている。

職員の育成に当たっては、計画的な人事配置による多様な職務経験を通じて、職員が自らの適性を検証し視野を広げる可能性を促していく長期的な視点と、同時に、従事する職務を通じた職場での指導育成や、自発的な能力開発を支援する取組をさらに充実していくことが必要である。また、それぞれの職場が、職員の意識改革及び能力開発の最も重要かつ効果的な場であるとの認識のもと、互いに学びあう「学習する組織風土」の形成を推進していく必要がある。

ウ 係長昇任選考

本委員会では、平成18年の勧告時の報告において「係長昇任選考の対象職種の拡大とともに、受験資格年齢の引下げについて、任命権者とも協議しながら、係長昇任選考の在り方を再検討していく」ことを表明した。

係長昇任選考については、平成3年度から一般事務職、土木職、電気職、機械職及び建築職の5職種を対象に実施してきたところであり、平成19年度から若年層から早期かつ計画的に人材の育成が図れるように、受験資格年齢を昇任時35歳から33歳に引き下げ、本年から対象職種に社会福祉職、化学職、獣医師、栄養士及び保健師の5職種を加えた。

職員にとっては、昇任により多様な職務、職責を経験することで、能力開発の促進が期待できることから、人材の育成を推進するため、今後も引き続き係長昇任選考の在り方について検討していく。

エ 女性職員の登用の拡大

多様な発想を市政へ組み込み、バランスの取れた質の高い行政サービスを提供していくためには、男女を問わず職員が持つ能力を十分に発揮することができる環境整備を推進していくことが重要である。

本市においては、職員に占める女性の割合は年々増加しており、女性職員の登用については、課長補佐及び係長級に占める割合は着実に伸びてきており、将来的に管理職になりうる女性職員は増えてきているものの、依然として管理職に占める割合は低い状況にある。この理由として、仕事と家庭の両立の難しさや幅広い職務における経験の不足などが考えられる。

女性職員の登用を推進していくためには、男女を問わず仕事と生活の両立支援制度の利用を促進し、さらには自発的な能力開発を支援していくことが必要である。その上で、個々の職員の能力に応じた登用を行い、性別にとらわれない人事配置を進めるよう期待する。

(3) 仕事と生活の調和に向けた取組

ア 職業生活と家庭生活の両立支援の推進

安心して出産や子育て等に臨むことができ、スムーズに職場復帰できるような環境や支援制度を整備していくことは、女性職員のみならず男性職員にとっても重要な課題であり、本市の行政運営や人事管理の面からも一層重要性が高まっていると考えられる。

本市においては、従来を取組状況を踏まえ、本年3月に「第2期川崎市次世代育成支援対策特定事業主行動計画」が策定され、仕事と生活の調和を確保するための具体的な取組目標を定めている。その中で、国ではすでに制度化されており、本委員会でも昨年の勧告時の報告において言及した「育児短時間勤務制度」の検討を進めるなど、子育て支援制度の充実に向け取り組んでいるところである。

子育て支援制度のより一層の活用のためには、制度の十分な周知を図ること、気兼ねなく制度を利用することができる職場環境づくりを進めること及び育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰を支援する体制を充実させることが重要である。中でも、男性職員の育児休業等の取得については、その間の地域における様々な活動に触れる経験が、新たな視点や発想として職務に取り入れられることも期待でき、積極的に取得率の向上に取り組むことが必要である。

イ 時間外勤務の縮減

時間外勤務の縮減については、公務能率の向上、職員の心身の健康保持・増進に資するものであり、本委員会としても、繰り返し言及しているところである。

任命権者においては、従来から時間外勤務の縮減に対する取組が継続的に行われ、改善に向けて努めているところであるが、時間外勤務が常態化すると、仕事と生活の調和は困難となり、育児休業等様々な制度が整備されても、その利用を阻む原因となりかねないことから、今後とも一層の取組に努められたい。

時間外勤務の縮減のためには、職員一人ひとりの意識の向上とともに、時間外勤務が生じることのないよう、継続的に事務の見直しに努めていくことが必要である。中でも、管理監督者においては、職員の業務内容を把握し、特定の職員に時間外勤務が集中しないよう事務配分と適正な人員配置にも努めるとともに、時間外勤務命令を適切に行うなど、マネジメント能力を発揮することが必要である。

(4) メンタルヘルス対策

社会情勢の急激な変化により、公務を取り巻く環境が大きく変化する中、職員に求められる能力やその職責はますます高まっており、それに伴い、メ

ンタルヘルスに関する問題は深刻化している。

本市においても、心の病により長期療養している職員の割合は年々増加しており、業務遂行にも支障を来たしかねない状況と言え、看過することはできない。

このような中、本市においては、心の病の早期発見や適切な対応を行うため、研修の実施、産業保健スタッフの役割や相談体制の周知などの取組を行ってきた。また、長期療養している職員の円滑な職場復帰を図るためリワーク研修センターを設置するなど、療養・復職支援の基盤は整備されてきている。これらの取組を踏まえ、本年3月に、快適な職場環境づくりと職員個人のストレス耐性の向上など、発生を未然に防止する対策に重点を置いた「川崎市職員メンタルヘルス対策第2次実行計画」を策定したところである。

快適な職場環境づくりを進めるためには、何より良好なコミュニケーションが重要であることは言うまでもない。日ごろから、職員の職場での変化に気づきやすい立場にある管理監督者は、職場におけるメンタルヘルス対策の要であることを認識し、仕事や生活上の悩みを気軽に相談できるなど、風通しのよい職場環境づくりを心がけることが必要である。また、任命権者においては、管理監督者を含めた各職場への支援対策の強化に努められたい。

(5) 公務員倫理の確保

昨今、国・地方を問わず、行政及び公務員に対する信頼を根底から揺るがすような不祥事が相次いでおり、まさに危機的な状況にあるといっても過言ではない。

市民の信託に応え、行政に対する市民の真の信頼を取り戻すためには、職員一人ひとりが、厳正な服務規律のもと、高い倫理観を持つとともに、公務に対する誇りを持って、自らの使命を全うすることこそが必要である。

任命権者にあっては、服務規律の確保と適正な公務運営の推進に向け、今

後ともより一層の公務員倫理の確保・向上に取り組んでもらいたい。

職員にあっては、公務員が全体の奉仕者であることの自覚と責任を今一度認識し、使命感を持って、市民から信頼される公正な職務の遂行に精励することを要望するものである。

9 給与勧告制度の意義・役割

人事委員会による給与勧告制度は、労働基本権が制約されている職員の適正な処遇を確保するため、職員の給与水準を民間の給与水準に合わせることを基本とし、国や他都市の職員の給与等も考慮して決定する方式として定着している。

本年は、職員の給与水準の改定は行わないこととしたが、本委員会は今後とも、地域民間給与を的確に反映させた勧告を行うとともに、給料表の明示等勧告内容の一層の充実に努めるなど、市民に対する説明責任を全うすることで、中立的・専門的な第三者機関としての役割を適切に果たしていくこととする。

職員の給与を人事委員会の勧告により決定する仕組みは、市民からの支持を得られる給与水準を保障するとともに、公務における労使関係の安定及び人材の確保等による公務の公正かつ能率的な運営に寄与するものであると考える。

市議会及び市長におかれては、給与勧告制度の意義・役割に深い理解を示されるよう要望する。

参 考 资 料

目 次

第1部 職員の給与等の実態

第1表	給料表別平均給与月額	1
第2表	給料表別人員、平均年齢及び平均勤続年数	2
第3表	給料表別、学歴別及び性別人員分布	3
第4表	給料表別、年齢別人員分布	4
第5表	給料表別、勤続年数別人員分布	6
第6表	給料表別、級別及び号給別人員分布	8
第7表	扶養手当の支給状況	57
第8表	住居手当の支給状況	59
第9表	管理職手当の支給状況	60

第2部 民間給与等の実態

	平成20年職種別民間給与実態調査の概要	61
第10表	産業別、企業規模別調査事業所数	62
第11表	職種別、学歴別及び企業規模別初任給	63
第12表	職種別、企業規模別及び学歴別給与額等	64
第13表	民間における初任給の改定状況	74
第14表	民間における家族手当の支給状況	74
第15表	民間における住宅手当の支給状況	75
第16表	民間における特別給の支給状況	75
第17表	民間における給与改定の状況	75
第18表	民間における定期昇給の実施状況	76
第19表	民間における年俸制の導入状況	76
第20表	民間における昇給制度の状況	76
第21表	民間における冬季賞与の配分状況	77
第22表	民間における雇用調整の実施状況	77
第23表	民間における所定労働時間の状況	78

第3部 労働経済指標

第24表	費目別、世帯人員別標準生計費	79
第25表	労働経済指標	80

第1部 職員の給与等の実態

第1表 給料表別平均給与月額

(単位:円)

区分 給料表	給料	扶養手当	地域手当	その他			合計
				住居手当	管理職手当	初任給調整手当	
行政職給料表(1)	347,356	8,366	43,858	7,213	9,761	-	416,554
行政職給料表(2)	327,360	13,851	40,945	7,345	-	-	389,501
医療職給料表(1)	473,116	11,155	73,099	8,329	78,029	163,497	807,225
医療職給料表(2)	339,752	3,829	41,876	6,442	5,387	-	397,286
大学教育職給料表	415,114	3,266	50,954	7,807	6,238	1,600	484,979
高等学校教育職給料表	428,062	12,313	53,244	7,484	3,330	-	504,433
幼稚園教育職給料表	440,482	2,813	54,054	7,613	7,160	-	512,122
消防職給料表	341,651	14,196	43,133	7,430	3,596	-	410,006
全給料表 (企業職を除く。)	345,864	10,060	43,545	7,241	6,819	471	414,000

企業職給料表 (水道・交通・病院)	329,844	11,323	41,660	7,122	3,503	10,698	404,150
全給料表 (企業職を含む。)	342,841	10,298	43,189	7,218	6,193	2,401	412,140

(注)1 数値については、平成20年4月1日現在のものである(以下、第9表までについて同じ。)

2 給料には平成19年4月1日の給料の切替えに伴う差額を含む。

3 行政職給料表(2)の給料には「調整額」を、高等学校教育職給料表、幼稚園教育職給料表の給料には「教職調整額」を含む。

4 企業職給料表(水道・交通・病院)は、水道企業職給料表(1)・(2)、交通企業職給料表(1)~(3)及び病院企業職給料表(1)~(4)の合算である(以下、第9表までについて同じ。)

第2表 給料表別人員、平均年齢及び平均勤続年数

区分 給料表	適用人数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
行政職給料表(1)	6,347	42.1	19.2
行政職給料表(2)	2,089	44.7	16.2
医療職給料表(1)	31	46.3	8.5
医療職給料表(2)	566	42.5	17.1
大学教育職給料表	29	44.9	5.3
高等学校教育職給料表	379	46.3	13.9
幼稚園教育職給料表	15	51.2	27.2
消防職給料表	1,395	41.6	19.9
合 計	10,851	42.7	18.4

企業職給料表 (水道・交通・病院)	2,524	41.0	15.3
企業職を含めた総合計	13,375	42.4	17.8

第3表 給料表別、学歴別及び性別人員分布

(単位:人)

区分 給料表	計	学歴別職員数				性別職員数	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
行政職給料表(1)	6,347	4,002	1,346	996	3	4,028	2,319
行政職給料表(2)	2,089	210	207	1,418	254	1,560	529
医療職給料表(1)	31	31	0	0	0	20	11
医療職給料表(2)	566	395	145	25	1	111	455
大学教育職給料表	29	24	5	0	0	4	25
高等学校教育職給料表	379	353	11	14	1	285	94
幼稚園教育職給料表	15	2	13	0	0	0	15
消防職給料表	1,395	682	147	562	4	1,356	39
合 計	10,851	5,699	1,874	3,015	263	7,364	3,487

構 成 比	100.0%	52.5%	17.3%	27.8%	2.4%	67.9%	32.1%
-------	--------	-------	-------	-------	------	-------	-------

企業職給料表 (水道・交通・病院)	2,524	800	814	766	144	1,620	904
企業職を含めた総合計	13,375	6,499	2,688	3,781	407	8,984	4,391

構 成 比	100.0%	48.6%	20.1%	28.3%	3.0%	67.2%	32.8%
-------	--------	-------	-------	-------	------	-------	-------

(注) 構成比については、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合がある(以下の表について同じ。)

第4表 給料表別、年齢別人員分布

年齢	給料表 行政職 給料表(1)	行政職 給料表(2)	医療職 給料表(1)	医療職 給料表(2)	大学教育職 給料表
18	人	人	人	人	人
19					
20	8				
21	10				
22	64				
23	80			2	
24	91			7	
25	104			9	
26	125	2		17	
27	147	2	1	14	
28	151	9	1	13	
29	160	16		19	
30	178	22	1	18	
31	157	24		16	
32	211	35		12	
33	211	59	1	19	1
34	200	50		20	3
35	226	66		16	
36	194	68	1	22	
37	170	53		11	2
38	158	81	1	10	1
39	217	97	1	15	1
40	151	109	2	11	3
41	138	91		19	
42	150	87	1	23	1
43	171	105		17	
44	121	104	4	12	2
45	128	98		13	
46	136	97	4	16	2
47	158	71	1	12	1
48	164	75		5	2
49	160	66		9	3
50	171	71		13	1
51	186	54		9	
52	196	53		22	1
53	178	59	2	13	1
54	178	42	1	21	
55	152	48	4	19	
56	195	61		25	1
57	211	59	1	19	2
58	266	80		28	
59	275	75	1	20	
60以上			3		1
計	人 6,347	人 2,089	人 31	人 566	人 29

高等学校教育職 給料表	幼稚園教育職 給料表	消 防 職 給料表	計
人	人	人	人
		8	8
		18	26
		20	30
		22	86
		32	114
		38	136
2		34	149
2		52	198
3		59	226
1		35	210
6		26	227
7		38	264
9		36	242
2		42	302
2		31	324
6		33	312
4		24	336
8		38	331
7		17	260
2		21	274
9		21	361
7		18	301
10		18	276
20		23	305
10		16	319
20		20	283
21	2	20	282
24		21	300
17		35	295
20		18	284
14	3	17	272
18		28	302
20	3	47	319
15	1	41	329
16	3	32	304
19		54	315
12	2	58	295
15		57	354
10	1	82	385
11		80	465
10		65	446
			4
人	人	人	人
379	15	1,395	10,851

企業職給料表 (水道・交通・病院)	企業職を含 めた総合計
人	人
	0
1	9
1	27
30	60
47	133
43	157
33	169
41	190
34	232
41	267
37	247
42	269
64	328
54	296
81	383
81	405
92	404
95	431
85	416
97	357
105	379
80	441
76	377
70	346
92	397
79	398
73	356
72	354
60	360
68	363
64	348
67	339
77	379
71	390
39	368
48	352
56	371
67	362
69	423
55	440
56	521
72	518
9	13
人	人
2,524	13,375

第5表 給料表別、勤続年数別人員分布

勤続年数	給料表 行政職 給料表(1)	行政職 給料表(2)	医療職 給料表(1)	医療職 給料表(2)	大学教育職 給料表
年	人	人	人	人	人
0	251		4	19	5
1	165		1	21	4
2	134		3	21	3
3	144		3	21	5
4	129		2	27	2
5	135	23	2	23	1
6	157	46	1	13	1
7	194	103	1	11	2
8	223	84	1	14	
9	141	107		7	
10	150	113	1	11	
11	135	113		18	
12	186	157	1	16	
13	179	155	3	15	5
14	233	131	2	22	
15	189	108	1	20	
16	161	151		17	
17	187	55	2	14	
18	146	99		13	
19	126	94		17	
20	128	90	1	9	
21	114	60		11	
22	109	47		7	
23	91	31		9	
24	105	36	1	10	
25	136	26	1	14	
26	111	23		8	
27	169	29		11	
28	186	44		16	
29	146	29		9	
30	161	26		18	
31	146	19		14	
32	140	7		14	1
33	177	17		20	
34	290	18		15	
35	206	9		18	
36	305	13		19	
37	118	8		3	
38	38	3		1	
39	41	6			
40	36	2			
41	28				
42		1			
43		5			
44	1	1			
45					
計	人 6,347	人 2,089	人 31	人 566	人 29

高等学校教育職 給料表	幼稚園教育職 給料表	消防職 給料表	計
人	人	人	人
23		72	374
14		48	253
13	1	37	212
15		39	227
17		47	224
7		39	230
10		52	280
22		44	377
15		37	374
11		22	288
9		27	311
9		29	304
7		22	389
12		29	398
13		19	420
15	1	26	360
16		26	371
13		18	289
10		20	288
15		28	280
10		23	261
16		16	217
19		13	195
11		20	162
8		19	179
7	2	26	212
6		17	165
		21	230
4	2	33	285
3	2	42	231
3	1	41	250
9	2	33	223
		31	193
6	2	111	333
7	1	49	380
3	1	43	280
		59	396
		36	165
1		22	65
		34	81
		18	56
		7	35
			1
			5
			2
			0
人	人	人	人
379	15	1,395	10,851

企業職給料表 (水道・交通・病院)	企業職を含 めた総合計
人	人
177	551
120	373
106	318
48	275
58	282
81	311
78	358
56	433
72	446
82	370
85	396
72	376
77	466
86	484
98	518
89	449
82	453
87	376
88	376
67	347
72	333
56	273
44	239
44	206
51	230
30	242
21	186
36	266
48	333
37	268
38	288
35	258
37	230
49	382
56	436
29	309
57	453
32	197
27	92
3	84
1	57
7	42
	1
3	8
2	4
	0
人	人
2,524	13,375

第6表 給料表別、級別及び号給別人員分布

行政職給料表(1) (他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用)

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1								
2								
3							1	
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12		1		2				
13				3				1
14	1	1		1				
15	8							
16	2	17						
17		1						
18	1			2	1			
19	10							
20		14		3				
21	1	1		2				
22		3		4				
23	6	1						
24		48		4				
25	1	6	1	4				
26	1	14	1	2				
27	77	21		5				
28	2	56	4	4				
29	11	21	2	4				
30	11	32	1	1		1		
31	48	18	1	1			1	1
32	9	69	3	4		4		
33	18	26	2	13		1	1	7
34	10	29	1	4		1		4
35	18	20	2	5		3	1	5
36	15	57	5	5		4		6
37	10	21	9	14		7	1	9
38	12	31	7	3		6	1	1
39		10	10	6		22		
40		95	11	4		23	1	
41		21	39	10	3	9	5	
42		36	12	10		16	2	
43		21	14	9	6	11	5	
44		81	34	6		4	4	
45		30	38	5	3	9	7	
46		32	9	14	1	22	2	
47		32	18	8	6	19	68	
48		50	20	5	1	3	6	
49		26	25	32	3		10	
50		62	64	2	4	1	4	
51		42	16	7	14	10	3	
52		60	19	10	7	3	1	

給号 級	1	2	3	4	5	6	7	8
53		29	7	6	13	9		
54		49	7	2	11	14		
55		45	9	3	23	17	16	
56		27	15	1	33	2		
57		27	26	28	1			
58		64	14	25	2	8		
59		58	14	50	6	27	1	
60		39	14		14	14		
61		38	17	10	3	12		
62		77	6	55	16	6		
63		54	6	6	7	8		
64		25	8		13	5		
65		23	5	10	13	7		
66		33	23	19	6			
67		29	12	6	16	27		
68		47	19	1	6	1		
69		53	8	8	8	3		
70		22	8	26	4	8		
71		39	6	6	30	24		
72		39	6		6	10		
73		58	1	11	13	3		
74		13	11	31	1	11		
75		13	15	9	3	126		
76		22	17			6		
77		17	9		1	2		
78		11	2	10		2		
79		8	2	19	19	2		
80		8	1	21		1		
81		4		10		1		
82		4	10	1	3	3		
83		2	16	20	1			
84		2	7	29				
85		2	9	28	2	2		
86		2	1	14				
87		2	3	21	17			
88		2	2	13	1			
89		3	1	7				
90		1	14	17	2			
91		4	8	28	18			
92		2	10	25	3			
93			7	15	2			
94			2	7				
95		1	2	13	4			
96			2	18	4			
97		1	2	13				
98			16	3	1			
99			9	5	27			
100			14	5	1			
101			2	7	1			
102		3		2				
103				28	17			
104				28	1			

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
105				15	44			
106		1	13	7				
107			8	30				
108			3	41				
109		1	10	34				
110		1		42				
111				61				
112				36				
113			1	29				
114			13	29				
115			15	59				
116			10	10				
117		1	11	9				
118			10	14				
119			14	58				
120			10	9				
121			9	1				
122			8	10				
123			15	43				
124			5	1				
125			2					
126			4	5				
127			10	9				
128			18	1				
129			8					
130			5					
131			8	1				
132			10	1				
133			3					
134			3					
135			7	1				
136			8					
137			10	2				
138			10					
139			9					
140			14					
141			7					
142			10					
143			7					
144			19					
145			6					
146			20					
147			29					
148			10					
149			101					
合 計	272	2,112	1,286	1,496	466	540	141	34
平均給料月額	184,825円	251,297円	371,531円	402,881円	440,550円	462,888円	495,647円	529,838円
平均年齢	23.6歳	31.6歳	44.7歳	48.4歳	53.3歳	54.1歳	56.3歳	57.7歳

(注)1 各級内の実線は、当該級の最高号給の位置を示す(以下、第6表の各表について同じ。)

2 平均給料月額には、平成19年4月1日の給料の切替えに伴う差額を含む(以下、第6表の各表について同じ。)

行政職給料表(2) [機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務並びに市立学校の学校給食の業務に従事する職員に適用] (単位:人)

号給 \ 級	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29	1			
30				
31				
32	1			
33		6		
34		2		
35		8		
36		7		
37		6		
38	1	4		
39		6		
40	1	11		
41	1	7		
42	5	8		
43	1	12		
44	1	6		
45		15		
46		5	1	
47		27	8	1
48		9	5	1
49		13	8	1
50		8	14	
51		23	17	3
52		7	13	1

号給	級	1	2	3	4
53			19	15	1
54			18	14	
55			28	26	1
56			9	18	
57			32	27	1
58			17	20	3
59			30	26	8
60			14	5	
61			26	37	5
62			23	24	5
63			36	17	9
64			21	14	
65			14	13	2
66			22	12	2
67			44	5	3
68			16	5	2
69			22	28	3
70			15		2
71			36	3	3
72			27	1	
73			24	2	5
74			29	21	
75			20	6	2
76			42	4	
77			13	11	8
78			27	1	
79			30	1	1
80			27	2	4
81			30	2	4
82			28	12	2
83			33	2	1
84			22	3	1
85			14	16	3
86			15	3	3
87			17	2	
88			17	2	10
89			10	11	
90			4	2	1
91			7	10	1
92			2	7	9
93				2	2
94				11	9
95					
96				6	
97				3	9
98				2	
99				8	1
100				8	
101				2	6
102				5	
103				2	
104				3	1

給号 \ 級	1	2	3	4
105			3	6
106			1	3
107			7	2
108			12	1
109			4	7
110			6	2
111			2	1
112			4	8
113			3	13
114			1	
115			6	
116			11	
117			2	
118			5	
119			3	
120			15	
121			6	
122			2	
123			4	
124			3	
125			11	
126			3	
127			5	
128			3	
129			17	
130			3	
131			5	
132			5	
133			12	
134			2	
135			4	
136			3	
137			20	
138			3	
139			2	
140			1	
141			3	
142			1	
143			3	
144			3	
145			13	
146			6	
147			1	
148			1	
149			46	
合 計	12	1,070	824	183
平均給料月額	195,408円	279,707円	374,923円	400,480円
平均年齢	28.1歳	39.0歳	50.4歳	53.4歳

(注) 平均給料月額には「調整額」を含む。

医療職給料表(1) (保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用)

(単位:人)

給 号	級	1	2	3	4	5
1						
2						
3						
4						
5			1			
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16			1	1		
17		1				
18					1	
19						
20			1	1		
21		1			1	
22					1	
23						
24				2		
25						
26						
27						
28						
29					1	
30				1		
31					1	
32						
33				2		
34						
35				1		2
36						
37					1	1
38						
39					1	2
40				1		
41					1	1
42						
43						
44						
45						
46						
47						
48						
49						
50						
51						
52					1	

給号 級	1	2	3	4	5
53					
54					
55				1	
56					
57					
58					
59				1	
60					
61					
62					
63					
64					
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
合 計	2	3	9	11	6
平均給料月額	283,500円	354,900円	446,889円	508,709円	569,517円
平均年齢	27.5歳	33.0歳	42.3歳	50.6歳	57.3歳

医療職給料表(2)

[保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、保健師、助産師、
看護師、准看護師その他の医療技術職員に適用]

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18				1			
19							
20							
21							
22		1					
23							
24		4					
25							
26							
27	1	3					
28		2					
29	1	1					
30		5					
31	1	2					
32		9					
33		4	1				
34		9	1				
35	3	3	1				
36		8					
37	1	3					
38	1	5					
39	1	7	4			1	
40		8	1			2	1
41	2	4	3			1	
42		4	2			5	
43	1	3	4			3	2
44	1	4	2	1		2	2
45		3	5	1		3	
46		4	1			1	
47		6				1	
48		10	2		1		
49			2	1			
50		9	1		1		
51		2	2			1	
52		4		1	2	3	

給号 級	1	2	3	4	5	6	7
53		3	1	2			
54		4	8		2		
55		2	2		1	2	
56		3			1		
57		2		3			
58		5	4	4			1
59		2		2	2		
60		5	2	1	1		
61		1	4				
62		7		3			
63				2	3		
64		1					
65		2	1	4	1		
66		10	2	3	1		
67		3	5	1	1	3	
68		1	2		1		
69		5		1			
70		7		4			
71		3		1	3	1	
72		1	1			1	
73		4	1		1		
74		1	3	3			
75		1		1	1	1	
76		2	1				
77			3				
78		1		1			
79					1		
80			1				
81				1			
82			1				
83		2	3	3			
84			1	5			
85		1	3	1			
86				2			
87			1		1		
88				1			
89							
90			1	3			
91			4	1	2		
92			1				
93				2			
94				1			
95			1	2			
96			1				
97				1			
98				3			
99				2			
100		2		1			
101			3	1			
102				2			
103				4			
104				1			

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
105					3		
106		1					
107			2	2			
108			3	2			
109					1		
110					2		
111					7		
112					5		
113					1		
114		1	1	5			
115				8			
116			1	2			
117			3	2			
118				3			
119			2	4			
120							
121			1				
122				1			
123			4	2			
124							
125			1				
126			1				
127			2	3			
128							
129							
130			1				
131			1				
132			1				
133							
134							
135			3				
136			1				
137							
138			2				
139							
140							
141			1				
142			2				
143			3				
144			1				
145			1				
146							
147			4				
148			1				
149			12				
合 計	13	210	148	131	27	32	5
平均給料月額	198,169円	248,760円	372,807円	409,713円	432,319円	453,794円	488,460円
平均年齢	25.1歳	32.2歳	46.5歳	50.4歳	53.3歳	55.2歳	57.4歳

大学教育職給料表 [看護短期大学の学長、教授、准教授、講師、助教及び助手]
 である職員に適用

(単位:人)

給号 \ 級	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39			1	
40				
41				
42			1	
43		1		
44				
45				
46				
47				
48				1
49		1		
50				
51				
52				

(単位:人)

給号 \ 級	1	2	3	4
53		2		1
54				
55				
56	3			
57			3	
58				
59				
60				
61		1	1	1
62				
63				
64				
65		1		1
66				
67				
68	1			
69	1		2	
70				
71				2
72				
73				
74			1	
75				
76				
77			1	
78				
79				
80				
81				
82	1			
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
98				
99				1
100				
101				
102				
103				
104				

給 号	級	1	2	3	4
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
合 計		8	6	9	6
平均給料月額		323,388円	384,533円	440,767円	529,517円
平均年齢		37.0歳	40.7歳	48.3歳	54.7歳

高等学校教育職給料表 [高等学校の校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、講師、
助教諭、養護助教諭及び実習助手に適用]

(単位:人)

号給	級	1	2	3	4	5
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20			1			
21						
22						
23			1			
24						
25			1			
26			1			
27						
28			1			
29						
30						
31						
32						
33			1			
34						
35						
36			1			
37			2			
38						1
39			2			
40			1			
41			1			
42			1			1
43			5			
44			1			1
45		1	2			1
46			1			
47			1			
48						1
49			4			
50						
51		1	2			
52			1			
53			1			
54			1		1	
55		2	1			
56						

号給	級	1	2	3	4	5
57			2			
58				2		
59						
60						
61			1			
62			1			
63	1		1			
64			2			
65			2			
66			1		1	
67			1	1		
68			1			
69						
70			3			
71				1		
72			3		1	
73			3	1	1	
74			2	2	1	
75			6	1	2	
76			4			
77			1	1	2	
78			2	2	1	
79			2	1	2	
80			3	2		
81			2			
82			3			
83				1		
84			5		1	
85				1		
86				1		
87			4			
88			7			
89			3	2		
90			3	2		
91			5	1		
92			2	2		
93			1	1		
94			3	2		
95			8	3		
96			3			
97			2			
98			5			
99			3			
100			1			
101			6			
102			8			
103			2			
104			7			
105			5			
106			7			
107			5			
108			4			
109			4			
110			5			
111			3			
112			7			

号給	級	1	2	3	4	5
113			8			
114			5			
115			2			
116			6			
117			6			
118			2			
119			8			
120			2			
121			3			
122			7			
123			2			
124			3			
125			1			
126			4			
127			1			
128			3			
129			4			
130			2			
131			4			
132			3			
133			4			
134			1			
135			4			
136			1			
137			4			
138			1			
139						
140			2			
141			7			
142						
143			2			
144			1			
145			4			
146			1			
147			10			
148			1			
149						
150						
151			5			
152						
153						
154						
155			3			
156						
157						
158						
159			1			
160						
161						
162						
163						
164						
165						
合 計		5	326	31	12	5
平均給料月額		255,466円	423,375円	467,165円	491,159円	512,362円
平均年齢		29.0歳	45.5歳	51.7歳	55.6歳	56.0歳

(注) 平均給料月額には「教職調整額」を含む。

幼稚園教育職給料表

[幼稚園の園長、教諭、養護教諭、講師、助教諭及び
養護助教諭に適用]

(単位:人)

給号 \ 級	1	2	3
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50			
51			
52			
53			
54			
55			
56			

給号 \ 級	1	2	3
57			
58			
59			
60			
61			
62			
63			
64			
65			
66			
67			
68			
69			
70			
71			
72			
73			
74			
75			
76			
77			
78			
79			
80			
81			
82			
83			
84			
85			
86			
87			
88			
89			
90			
91			
92			
93			
94			
95			
96			
97			
98			
99			1
100			1
101			
102			
103			
104			
105			
106		1	
107			
108			
109			
110			
111			
112			

号給	級	1	2	3
113				
114			1	
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123			1	
124				
125			1	
126				
127			1	
128				
129				
130				
131				
132			1	
133				
134				
135				
136				
137			1	
138				
139				
140				
141			1	
142				
143			1	
144				
145				
146				
147				
148				
149				
150				
151			2	
152				
153			1	
154				
155				
156				
157				
158				
159				
160				
161			1	
合 計		0	13	2
平均給料月額		—	437,736円	458,328円
平均年齢		—	50.6歳	55.0歳

(注) 平均給料月額には「教職調整額」を含む。

消防職給料表（消防長及び消防吏員である職員に適用）

（単位：人）

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1								
2								
3								
4								
5		3						
6	1							
7	8	4						
8	1	1						
9	1	1						
10								
11	15	2						
12	3	1	1					
13		13						
14								
15	18	6	2					
16		3						
17	3	13	1					
18	2	5						
19	14	13						
20	1	3						
21		1						
22	4	5						
23	26	19						
24	3	7						
25	8	5						
26	5	1						
27	14	12	1					
28	5	5						
29	12	10						
30	4	3	2					
31	12	8	1					
32	5	3	1					
33	9	12	3					
34	7	5	3					
35	7	8	3	1				
36	6	2	1					
37	13	8	6					1
38	4	8	2	1				
39	9	3	3	1				
40	4	3	2	2			1	
41	9	7	3					
42		10		2				
43	7	1	2	1				
44	1	3	1	1				
45	2	3	2					
46		6	3	1			1	
47	4	3	2	1			4	
48	1	1	2	2				
49	2	4	2					
50	1	7	1		1		2	
51	2	7	4	2	1		1	
52		4	6		2		1	

	1	2	3	4	5	6	7	8
53		3				1		
54		3	1		1	2		
55	1	2	4		9		2	
56		4	2		1			
57		2						
58			1	2	1			
59		4	3		2	3	2	
60		5			4			
61		2	6	2	2			
62		1		2	1	1		
63		3	2	3	3	2		
64		2	4		1	2		
65		2						
66		1	2	3				
67		4	7		4	4		
68		1	4					
69		1		1	2			
70			1	5		1		
71			4	1	1	3	1	
72						2		
73			3	2	1	1		
74		2	2	11		1		
75		1	4			16		
76			3			1		
77			5					
78		1	2	1				
79		1	1	1		2		
80			1	1		1		
81		1	2	1				
82		1		1				
83		1	1		2			
84				2	1			
85			1			1		
86			1	1				
87				2	5			
88		1		1				
89		2		2				
90			3		3			
91			2	5	5			
92		1	2	3	2			
93								
94								
95				2	2			
96			1	1	1			
97			1	2	1			
98			5					
99				1	1			
100			3					
101			5	1				
102				4				
103				4	2			
104			1	2				

	1	2	3	4	5	6	7	8
105				1	6			
106			8					
107				2				
108			1	2				
109			4	10				
110				4				
111				6				
112				2				
113				2				
114			3	3				
115			6	5				
116								
117			7	1				
118			5					
119			1	3				
120			2					
121			1	1				
122			3					
123			3					
124			3					
125			1					
126								
127			7	4				
128			2					
129			5					
130								
131			8	1				
132			11					
133			6					
134			6					
135			8					
136			13					
137			6					
138			6					
139			44					
140			6					
141			5					
142			17					
143			60					
144			12					
145			2					
146			28					
147			55					
148			1					
149			71					
合 計	254	304	577	132	68	44	15	1
平均給料月額	204,264円	269,669円	398,972円	405,169円	442,582円	473,711円	505,327円	533,000円
平均年齢	24.2歳	31.6歳	50.3歳	47.7歳	52.8歳	56.1歳	55.9歳	59.0歳

水道企業職給料表(1) (水道局企業職員のうち事務職員及び技術職員に適用)

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15	1				1			
16								
17					1			
18								
19	1	1						
20								
21								
22					1			
23		1						
24		4						
25								
26		2						
27	2				1			
28		2						
29		1			1			
30	1	2						
31	1							
32		1			1			
33	1	2			1			
34			1		1			
35	2	2						
36	1	6			1			
37			1					
38					1			
39		1				1		
40		4	3				1	
41			5		1	1		
42				1	1	1		
43		1	2		1	2	1	
44		10	2	1	1	1		
45		2	5				2	
46		3		1			1	
47		6	1		1	1	2	
48		5	6	1			2	
49		4	2		5			
50		5	2					
51		3	3			1		
52		7	4			1		

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53		2	1	1		1		
54		4			2			
55		6	2		1	3		
56		1			1			
57		4	1	2		1		
58		11	1			1		
59		8	3	7	1	3		
60		3			1	1		
61		3	1	1	2			
62		3		6				
63		8		2				
64		3			3	1		
65		4	1	1	1	1		
66		4	4	3				
67			1	1		1		
68		3	1					
69		8	3	1	1			
70		3	1	5				
71		4	1		2	2		
72		10		1				
73		4		1		1		
74		2		5	1	1		
75		3	1			4		
76			4					
77		5	1					
78		4		1				
79		1		1	2			
80		2						
81								
82			1		1			
83			2	4	1			
84		2	2	1				
85			1	1				
86				3				
87					1			
88			2	1				
89		1		1				
90			1	2				
91				1	1			
92			1	3				
93			1					
94				2	1			
95				1	1			
96			1		1			
97								
98			1	1				
99				1				
100			1	1				
101			1	2				
102				2	1			
103				3	2			
104				2				

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
105								
106			1	3				
107			4	4				
108				4				
109				2				
110				7				
111				23				
112				5				
113				5				
114			2	2				
115			2	11				
116			1	1				
117			1	2				
118			1					
119			2	9				
120			2					
121								
122			4					
123			4	3				
124			2					
125			1					
126			1					
127				1				
128								
129								
130								
131			1					
132			5					
133			1					
134								
135								
136			3					
137								
138			2					
139								
140			6					
141								
142			2					
143			2					
144			2					
145			1					
146			5					
147			7					
148			1					
149			31					
合 計	10	191	176	167	38	30	9	0
平均給料月額	183,120円	261,194円	384,577円	408,386円	434,603円	461,127円	492,933円	-
平均年齢	23.4歳	32.6歳	46.8歳	50.7歳	51.4歳	55.1歳	55.9歳	-

水道企業職給料表(2) (水道局企業職員のうち技能職員に適用)

(単位:人)

号給 \ 級	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34			1	
35				
36				
37				
38				
39				
40			1	
41			1	
42				
43			1	
44			1	
45				
46				
47				1
48			3	1
49			1	3
50				1
51				1
52			2	1

号給	級	1	2	3	4
53					
54			2	2	
55			6	5	
56			2		
57			2		
58			5	1	
59			2	4	
60				1	
61			2	3	
62			7	4	
63			1		
64			4		
65			3		
66			3	2	
67			3	2	
68			2		
69			6	1	
70			1		
71			3	1	
72			5	1	
73			1		
74			4	2	
75			2		
76			2		
77			1	2	1
78			3		
79				2	
80			3		
81			1		
82					
83			3	1	
84			1		
85					
86				2	
87			1	1	1
88					
89					
90					
91				2	
92					
93					
94				1	
95					
96					
97					
98				1	
99					
100				1	
101				1	
102					
103					
104					

給号 \ 級	1	2	3	4
105				
106				
107				
108				
109			3	
110			2	1
111				
112				3
113				7
114				
115			1	
116				
117				
118				
119			1	
120			1	
121				
122				
123				
124				
125			2	
126				
127				
128			1	
129				
130				
131				
132				
133				
134				
135				
136				
137				
138				
139			1	
140				
141			2	
142				
143				
144				
145			1	
146				
147				
148				
149			7	
合 計	0	92	73	13
平均給料月額	-	271,873円	367,397円	421,138円
平均年齢	-	35.4歳	46.2歳	55.2歳

交通企業職給料表(1) (交通局企業職員のうち他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用)

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9	1							
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18	1							
19								
20								
21		1						
22								
23								
24		2						
25		1	1					
26		2						
27								
28								
29								
30								
31		1						
32								
33		1		1				
34		2						1
35								
36								
37			1					
38			1			1		
39								
40		1				1		
41								
42		1		1				
43		1						
44								
45		3	1	1		1		
46								
47							2	
48								
49		1		3	1		1	
50		1						
51					1	1	1	
52		2	1		2			

号給	級	1	2	3	4	5	6	7	8
53			1				1		
54			1			1	2		
55						1	1	1	
56									
57					1				
58							1		
59			1		2				
60			1			1			
61					1				
62			1		1				
63							1		
64			1			1			
65					1		1		
66					1				
67			1						
68									
69					1				
70					2	1			
71			1						
72			2			1			
73					1				
74									
75									
76			1				1		
77									
78									
79							1		
80									
81							1		
82									
83									
84									
85						1			
86									
87									
88									
89									
90					1				
91					1				
92									
93					1				
94									
95					1				
96									
97					1				
98									
99									
100									
101									
102									
103									
104									

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
105				1				
106								
107								
108			1					
109								
110								
111								
112								
113								
114								
115								
116								
117								
118								
119								
120								
121								
122								
123								
124								
125								
126								
127								
128								
129								
130								
131								
132								
133								
134								
135								
136								
137								
138								
139								
140								
141								
142								
143								
144								
145								
146								
147								
148								
149			1					
合 計	2	31	7	23	11	14	5	1
平均給料月額	154,450円	242,906円	341,643円	386,026円	427,564円	459,671円	497,860円	527,500円
平均年齢	21.0歳	31.1歳	40.7歳	44.4歳	51.0歳	51.4歳	56.2歳	56.0歳

交通企業職給料表(2) (交通局企業職員のうち運輸事務職及び車両技術職に適用)

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						
41						
42						
43						
44						
45				1		
46				1		
47						
48						
49				1		
50				1		
51						
52				1		

給号 級	1	2	3	4	5	6
53						
54						
55						
56						
57						
58		1				
59			1			
60			1			
61						
62						1
63						1
64						
65						
66						
67						
68						
69						
70					1	
71						
72						
73			1			
74			1			
75						
76						
77						
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90			1			
91						
92						
93						
94						
95						
96			2			
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						

級 号給	1	2	3	4	5	6
105						
106						
107						
108						
109			1			
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117			1			
118						
119			1			
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131			1			
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143			1			
144						
145						
146						
147						
148						
149			2			
合 計	0	6	38	1	2	0
平均給料月額	-	308,900円	369,258円	390,700円	430,600円	-
平均年齢	-	41.0歳	46.6歳	44.0歳	57.5歳	-

交通企業職給料表(3) [交通局企業職員のうち自動車運転手、自動車修理員及び誘導員に適用]

(単位:人)

号給 \ 級	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34			1	
35				
36			2	
37				
38				
39				
40			2	
41	1		2	
42			2	
43			2	
44			1	1
45			8	
46			3	
47			3	1
48				
49			2	1
50			11	4
51			5	3
52			1	

1

給号 \ 級	1	2	3	4
53		5	1	
54		4	7	
55		4	5	1
56		4	6	
57		4	1	
58		6	3	
59		11	14	
60		3	3	
61		2	13	
62		6	11	
63		6	7	
64		7	3	
65		5	1	
66		2	2	
67		2		1
68		4	4	
69		2	12	
70		4		
71		5		
72		10		
73		5		
74		6	9	
75		2	1	
76		7	2	
77		3	11	
78		10		
79		5		
80		7		
81		7		
82		12	6	
83		3		
84		1		
85		4	4	
86		3	3	
87				
88				
89			1	
90				
91			2	1
92				2
93			1	
94			4	1
95			1	
96			2	
97			2	4
98			4	
99			3	
100			1	
101			3	
102			2	
103				
104			2	

給号 級	1	2	3	4
105			2	
106				1
107			1	
108			3	
109				
110			1	
111				
112			3	2
113			1	
114			1	
115				
116				
117			1	
118			4	
119				
120			1	
121			2	
122			4	
123			2	
124				
125			7	
126				
127			2	
128				
129			1	
130				
131				
132				
133			3	
134				
135				
136			1	
137			4	
138				
139				
140				
141			1	
142				
143				
144				
145				
146				
147				
148				
149			11	
合 計	1	216	223	14
平均給料月額	195,800円	272,372円	366,785円	402,736円
平均年齢	28.0歳	39.1歳	49.5歳	55.6歳

病院企業職給料表(1) (病院局企業職員のうち他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用)

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15					1			
16								
17								
18		1						
19					1			
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27	4							
28								
29					1			
30		2						
31	1							
32		2	1					
33		1	1					
34								
35								
36		2			1			1
37	1				1			
38								
39		1					1	
40		2			1		1	
41					1			
42		2	1			1		
43			1			1		
44		3						
45		1						
46		1			1		3	
47							1	2
48								
49								
50		1						
51		2	1					
52			2				2	

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53					2			
54		1				1		
55					1		2	
56					1			
57				1				
58				1				
59		1		2		1		
60						1		
61								
62				3				
63			1					
64								
65								
66								
67				2				
68		1						
69				1				
70					1			
71								
72		1			1			
73								
74						1		
75		1						
76								
77			1					
78						1		
79								
80								
81			1					
82					1			
83				1				
84								
85								
86								
87								
88				1				
89				2				
90								
91								
92								
93								
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
105				1				
106								
107								
108								
109				1				
110				1				
111				1				
112								
113				1				
114								
115								
116								
117								
118								
119								
120								
121								
122				1				
123				1				
124								
125								
126								
127								
128								
129								
130								
131								
132								
133								
134								
135								
136								
137								
138								
139								
140								
141								
142								
143								
144								
145								
146								
147								
148								
149								
合 計	6	26	10	28	9	13	4	1
平均給料月額	184,133円	237,331円	334,660円	382,496円	425,589円	455,923円	500,975円	531,100円
平均年齢	23.3歳	29.9歳	41.3歳	44.8歳	48.4歳	51.8歳	56.5歳	55.0歳

病院企業職給料表(2)〔病院局企業職員のうち自動車運転手、用務員等の労務又は庁務に従事する職員に適用〕

(単位:人)

号給 \ 級	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				

給号 / 級	1	2	3	4
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				

級 号給	1	2	3	4
105				
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129				
130				
131				
132				
133				
134				
135				
136				
137				
138				
139				
140				
141			1	
142				
143				
144				
145				
146				
147				
148				
149				
合 計	0	0	1	0
平均給料月額	-	-	419,000円	-
平均年齢	-	-	57.0歳	-

病院企業職給料表(3) (病院局企業職員のうち医師及び歯科医師に適用)

(単位:人)

給 号	級	1	2	3	4	5
1						
2						
3						
4			4			
5			3			
6						
7						
8			10			
9			1			
10						
11						
12			9	4		
13						
14			1	2		
15						
16			3	4	1	
17						
18				4		
19						
20			5	3		
21						
22			2	2	4	
23						
24		10	7	2		
25						1
26			1	3		
27						
28		6				1
29						
30		1				
31						1
32				1		2
33						
34						3
35						1
36						1
37				1		1
38				1	1	
39						1
40				1		1
41						
42					3	
43				1		1
44					1	
45						
46					3	
47						2
48						
49						
50					3	3
51						2
52						

	1	2	3	4	5
53					1
54					1
55					1
56					2
57					2
58					2
59					1
60					1
61					1
62					
63					
64					
65					1
66					
67					1
68					1
69					
70					
71					3
72					
73					
74					
75					
76					
77					1
78					
79					
80					
81					
合 計	17	46	29	34	23
平均給料月額	300,918円	354,485円	430,593円	513,262円	579,587円
平均年齢	30.4歳	33.8歳	39.3歳	47.5歳	56.9歳

病院企業職給料表(4) [病院局企業職員のうち薬剤師、栄養士、助産師、看護師、准看護師]
 [その他の医療技術職員に適用]

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12		1					
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23				1			
24			4				
25	2	2					
26	2	9					
27	4	4					
28		24					
29	49						
30	1	10					
31	2	2					
32	2	7					
33	55	2					
34	2	6					
35	5	6	1				
36	2	11	1				
37	37	3					
38	1	6	3				
39	2	4	4				
40	2	19	6			4	
41	1	2	5	1			
42	2	11	1			1	
43	4	4	3			1	
44	3	10	3				
45		4	1	1		1	1
46	1	14	5	1			1
47	2	6					1
48	1	8	2	1			
49	2	6	7				
50		5	5	2			
51		5	3			1	
52		8	1				

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
53		5	3		1		
54		9	1				
55		7			1	1	
56		5	1			1	
57		5	4	1			
58		9	5			1	
59		5	3	2			
60		7	1				
61		9	4		1		
62		8		2	1		
63		2		2	1		
64		8				1	
65	1	16					
66		7	2	5	1		
67		9	2	1	2	1	
68		2	1				
69		8	2	1			
70		6		4			
71		5	1	2			
72		2	2		1		
73		11			1		
74		1	4	2			
75		1		4		5	
76		1	1				
77		1					
78		2					
79		1		6	1		
80				1			
81		1	1	1			
82			6	1	1		
83		1	1	2			
84			1	3			
85		1		2			
86				2			
87				2	1		
88		1		1			
89				3			
90			4	6			
91			5				
92			1	5			
93			2	1			
94				1			
95				4			
96				4			
97				1			
98			4				
99			6	1			
100			1	2			
101				1			
102			1	1			
103				4	1		
104				2			

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
105			1	1			
106			3	1			
107			3	2			
108			2	3			
109							
110				3			
111				6			
112				3			
113							
114			2				
115			1	7			
116			3	2			
117			1	1			
118							
119			3	1			
120							
121			1				
122			2				
123			4				
124				1			
125							
126			1				
127			2				
128			1				
129							
130			1				
131							
132			2				
133							
134							
135			2				
136			1				
137			1				
138			2				
139			2				
140							
141			2				
142							
143			4				
144			1				
145							
146			2				
147			2				
148			1				
149			9				
合 計	185	359	183	121	14	18	3
平均給料月額	192,886円	247,595円	369,813円	405,734円	437,743円	460,706円	491,400円
平均年齢	24.8歳	32.3歳	45.3歳	49.3歳	55.9歳	55.5歳	56.7歳

第7表 扶養手当の支給状況

その1 給料表別手当受給職員数及び平均扶養親族数 (単位:人)

区分 給料表	手当受給職員数	全職員 平均扶養親族数	手当受給職員 平均扶養親族数
行政職給料表(1)	2,652	0.8	1.9
行政職給料表(2)	1,252	1.3	2.1
医療職給料表(1)	15	1.0	2.1
医療職給料表(2)	135	0.4	1.6
大学教育職給料表	7	0.3	1.3
高等学校教育職給料表	212	1.2	2.1
幼稚園教育職給料表	3	0.3	1.3
消防職給料表	885	1.3	2.0
合 計	5,161	0.9	1.9

企業職給料表 (水道・交通・病院)	1,251	1.0	2.1
企業職を含めた総合計	6,412	0.9	2.0

その2 扶養親族数別手当受給職員数及び親族数

(単位:人)

区分 扶養親族数	手当受給職員		配偶者	扶養手当の対象となる扶養親族数				合計
	職員数	構成比		1人目 の扶養 親族	うち	2人目 の扶養 親族	その他 の扶養 親族	
					配偶者が ない職員 の1人目			
1人	2,135	41.4%	1,154	981	216	-	-	2,135
2人	1,557	30.2%	864	1,557	95	693	-	3,114
3人	1,124	21.8%	960	1,124	13	1,124	164	3,372
4人	295	5.7%	281	295	1	295	309	1,180
5人	48	0.9%	47	48	0	48	97	240
6人	1	0.0%	0	1	0	1	4	6
7人	1	0.0%	1	1	0	1	4	7
合計	5,161	100.0%	3,307	4,007	325	2,162	578	10,054

(注) 水道企業職給料表(1)・(2)、交通企業職給料表(1)～(3)及び病院企業職給料表(1)～(4)の適用職員を除いた数値である。

その3 職員1人当たり平均手当月額

(単位:円)

区分 項目	企業職を除いた場合	企業職を含めた場合
手当受給職員平均額	21,150	21,481
全職員平均額	10,060	10,298

第8表 住居手当の支給状況

その1 給料表別手当受給職員数

(単位:人)

区分 給料表	手当受給職員数	住居手当	
		借家・借間居住者	自宅等居住者
行政職給料表(1)	5,742	1,025	4,717
行政職給料表(2)	1,961	260	1,701
医療職給料表(1)	31	9	22
医療職給料表(2)	462	71	391
大学教育職給料表	28	6	22
高等学校教育職給料表	363	47	316
幼稚園教育職給料表	15	1	14
消防職給料表	1,315	198	1,117
合 計	9,917	1,617	8,300

企業職給料表 (水道・交通・病院)	2,267	375	1,892
企業職を含めた総合計	12,184	1,992	10,192

その2 職員1人当たり平均手当月額

(単位:円)

区分 項目	平均手当月額	
	企業職を除いた場合	企業職を含めた場合
手当受給職員平均額	7,923	7,924
全職員平均額	7,241	7,218

第9表 管理職手当の支給状況

その1 給料表別手当受給職員数及び平均額

区 分 給料表	手当受給職員数 (人)	手当受給職員平均額 (円)	全職員平均額 (円)
行政職給料表(1)	715	86,648	9,761
行政職給料表(2)	0	-	-
医療職給料表(1)	26	93,035	78,029
医療職給料表(2)	37	82,400	5,387
大学教育職給料表	2	90,450	6,238
高等学校教育職給料表	17	74,247	3,330
幼稚園教育職給料表	2	53,700	7,160
消防職給料表	59	85,024	3,596
合 計	858	86,233	6,819

企業職給料表 (水道・交通・病院)	106	83,412	3,503
企業職を含めた総合計	964	85,923	6,193

その2 職員1人当たり平均手当月額

(単位:円)

区 分 項 目	企業職を除いた場合	企業職を含めた場合
手当受給職員平均額	86,233	85,923
全職員平均額	6,819	6,193

第2部 民間給与等の実態

平成 20 年職種別民間給与実態調査の概要

この報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与等を検討するため、平成 20 年 4 月現在における民間給与等の実態を調査したものである。

2 調査機関

本委員会、人事院及び神奈川県人事委員会等

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の本市内の民間事業所のうち、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」及び「サービス業（学術・開発研究機関及び広告業、その他の生活関連サービス業並びに政治・経済・文化団体）」に分類された 441 事業所

(2) 調査対象職種

78 職種（うち初任給関係職種 19 職種）

4 調査対象の抽出

(1) 標本事業所の抽出

3 の(1)に記載した事業所を組織、規模、産業により 9 層に層化し、これらの層から 110 事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第 10 表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

(3) 調査実人員

初任給関係 452 人（事務・技術関係職種 335 人）、初任給関係以外の調査職種 6,862 人（事務・技術関係職種の調査実人員 5,384 人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、63,404 人であり、事務・技術関係職種は 49,024 人である。）

5 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第10表 産業別、企業規模別調査事業所数

(単位：事業所)

企業規模 産業	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
建設業	4	2	0	2
製造業	29	20	7	2
電気・ガス・ 熱供給・水道業	2	1	1	0
情報通信業	21	12	7	2
運輸業、郵便業	10	4	3	3
卸売業、小売業	6	4	1	1
金融業、保険業	5	5	0	0
不動産業、 物品賃貸業	0	0	0	0
教育、 学習支援業	5	3	2	0
医療、福祉	6	2	4	0
サービス業	6	6	0	0
合 計	94	59	25	10

(注) 1 上記のほか、調査不能の事業所が16事業所あった。

2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう(第11表及び第12表について同じ。)

第11表 職種別、学歴別及び企業規模別初任給

(単位:円)

項目 職種		学 歴	企業規模			
			規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
事務 ・ 技術 関 係	新卒事務員	大学卒	200,336	205,596	193,171	199,350
		短大卒	176,263	174,839	173,818	183,557
		高校卒	164,528	161,731	158,983	179,500
	新卒技術者	大学卒	203,855	206,920	199,888	201,850
		短大卒	181,960	176,775	185,453	186,150
		高校卒	167,256	161,749	165,102	183,125
新卒事務員 ・ 技術者 計	大学卒	201,958	206,215	196,071	200,600	
	短大卒	178,852	175,734	178,960	184,754	
	高校卒	165,776	161,739	162,053	181,111	

(注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除き、公務員の地域手当のように当該事業所に一律に支給される給与を含むものである。

(参 考)

(単位:円)

市職員の初任給	大学卒	201,152
	短大卒	175,168
	高校卒	161,840

(注) 市職員の初任給は、給料と地域手当の合計額である。

第12表 職種別、企業規模別及び学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 規模計

職 種	項 目	調 査 実人員	平均 年齢	平成20年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
				きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)-(B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	11	48.7	784,820	4,058	780,762	構成員50人以上の 支店(社)の長(取締役 役兼任者を除く。)	本表2規模500 人以上、本表3 規模100人以上 500人未満及び 本表4規模100 人未満の対 応級欄参照	
	大 学 卒	7	45.9	715,217	6,640	708,577			
	短 大 卒	*	*	*	*	*			
	高 校 卒	3	53.5	849,089	0	849,089			
	中 学 卒	-	-	-	-	-	-	-	-
	工 場 長	6	52.4	771,115	0	771,115	構成員50人以上の 工場の長(取締役兼 任者を除く。)	同上	
	大 学 卒	5	51.8	770,509	0	770,509			
	短 大 卒	*	*	*	*	*			
	高 校 卒	-	-	-	-	-			
	中 学 卒	-	-	-	-	-	-	-	-
	事 務 部 長	169	51.6	679,298	5,076	674,221	2課以上又は構成員 20人以上の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び部 長級専門職(取締役 兼任者を除く。)	同上	
	大 学 卒	139	51.6	683,260	5,943	677,318			
短 大 卒	7	51.3	659,306	0	659,306				
高 校 卒	23	51.7	658,257	686	657,571				
中 学 卒	-	-	-	-	-	-	-	-	
技 術 部 長	190	50.0	653,961	3,779	650,182	2課以上又は構成員 20人以上の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び部 長級専門職(取締役 兼任者を除く。)	同上		
大 学 卒	145	49.7	660,900	2,094	658,805				
短 大 卒	19	50.0	659,760	8,608	651,151				
高 校 卒	26	52.1	600,770	11,212	589,558				
中 学 卒	-	-	-	-	-	-	-	-	
事 務 部 次 長	36	49.9	642,629	5,390	637,239	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長及 び部次長級専門職	同上		
大 学 卒	31	49.8	667,081	6,423	660,657				
短 大 卒	2	48.5	506,845	0	506,845				
高 校 卒	3	52.3	520,989	0	520,989				
中 学 卒	-	-	-	-	-	-	-	-	
技 術 部 次 長	47	46.5	585,801	5,972	579,829	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長及 び部次長級専門職	同上		
大 学 卒	43	46.6	586,518	1,737	584,782				
短 大 卒	*	*	*	*	*				
高 校 卒	2	49.2	668,898	105,715	563,183				
中 学 卒	*	*	*	*	*	-	-	-	
事 務 課 長	360	47.0	561,717	8,873	552,844	2係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	同上		
大 学 卒	264	45.5	564,444	9,148	555,297				
短 大 卒	19	48.8	545,385	17,759	527,626				
高 校 卒	76	52.0	556,587	6,078	550,509				
中 学 卒	*	*	*	*	*	-	-	-	
技 術 課 長	459	45.9	552,882	10,558	542,324	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	同上		
大 学 卒	315	45.6	554,860	10,550	544,310				
短 大 卒	62	44.7	546,754	14,562	532,192				
高 校 卒	79	48.7	548,262	4,731	543,531				
中 学 卒	3	51.6	571,088	67,937	503,151	-	-	-	

(注)1 (A)-(B)の計算結果が一致しないものは、小数点以下第1位を四捨五入して端数処理をしているためである(以下本表において同じ。)

2 「*」は、調査実人員が1人の場合である(以下本表において同じ。)

項目		調査 実人員	平均 年齢	平成20年4月分平均支給額			備考	対応級		
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)				
職	種	人	歳	円	円	円				
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	90	42.2	531,131	105,643	425,489	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職	本表2規模500人以上、本表3規模100人以上500人未満及び本表4規模100人未満の対応級欄参照		
	大学卒	66	39.9	528,149	108,930	419,219				
	短大卒	8	45.5	501,506	124,902	376,604				
	高校卒	16	50.0	559,827	81,378	478,449				
	中学卒	-	-	-	-	-				
	技術課長代理	55	39.8	520,694	107,596	413,098				
	大学卒	40	37.9	526,894	126,629	400,265				
	短大卒	4	39.9	523,232	136,855	386,377				
	高校卒	11	47.7	494,024	18,878	475,146				
	中学卒	-	-	-	-	-				
	事務係長	181	44.2	508,872	55,235	453,637			課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長級専門職	同上
	大学卒	73	41.2	500,202	61,153	439,049				
短大卒	13	42.6	424,828	47,163	377,666					
高校卒	95	46.7	525,900	51,638	474,262					
中学卒	-	-	-	-	-					
技術係長	137	40.9	468,560	79,957	388,604					
大学卒	60	37.9	444,139	91,352	352,787					
短大卒	20	41.7	449,654	54,027	395,627					
高校卒	54	43.2	495,390	74,644	420,746					
中学卒	3	52.5	558,648	117,934	440,714					
事務主任	296	40.6	445,767	83,413	362,354	同上				
大学卒	197	39.2	450,696	83,792	366,904					
短大卒	23	41.9	394,433	39,501	354,932					
高校卒	74	43.9	453,187	98,241	354,946					
中学卒	2	39.5	262,600	0	262,600					
技術主任	424	39.6	487,400	90,894	396,506		同上			
大学卒	289	38.8	489,882	93,964	395,918					
短大卒	69	39.8	470,918	72,563	398,355					
高校卒	63	43.9	493,343	96,039	397,304					
中学卒	3	54.3	547,700	138,981	408,719					
事務係員	1,431	33.5	345,474	57,513	287,960			同上		
大学卒	774	31.2	356,880	67,405	289,475					
短大卒	257	34.5	296,629	35,282	261,347					
高校卒	387	37.7	346,101	48,095	298,006					
中学卒	13	53.9	413,396	50,145	363,251					
技術係員	1,492	31.9	359,906	71,506	288,400	同上				
大学卒	873	30.5	371,813	81,105	290,709					
短大卒	244	30.4	309,486	55,762	253,723					
高校卒	367	37.3	356,248	51,757	304,492					
中学卒	8	50.0	428,706	75,420	353,286					

2 規模500人以上

項目		調査 実人員	平均 年齢	平成20年4月分平均支給額			備考	対応級
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
職	種							
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	11	48.7	784,820	4,058	780,762	構成員50人以上の 支店(社)の長(取締役 役兼任者を除く。)	本表2規模500 人以上、本表3 規模100人以上 500人未満及び 本表4規模100 人未満の対応 級欄参照
	大学卒	7	45.9	715,217	6,640	708,577		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	3	53.5	849,089	0	849,089		
	中学校卒	-	-	-	-	-	-	
	工場長	6	52.4	771,115	0	771,115	構成員50人以上の 工場の長(取締役兼 任者を除く。)	同上
	大学卒	5	51.8	770,509	0	770,509		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	中学校卒	-	-	-	-	-	-	
	事務部長	147	51.5	689,595	5,545	684,050	2課以上又は構成員 20人以上の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び部 長級専門職(取締役 兼任者を除く。)	行政職(1) 7級
	大学卒	124	51.3	689,146	6,377	682,769		
	短大卒	5	52.6	687,180	0	687,180		
	高校卒	18	52.0	693,759	749	693,010		
	中学校卒	-	-	-	-	-	-	
	技術部長	133	49.9	666,084	4,745	661,340	2課以上又は構成員 20人以上の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び部 長級専門職(取締役 兼任者を除く。)	同上
	大学卒	109	49.6	668,696	2,487	666,209		
	短大卒	14	50.0	668,299	10,455	657,843		
高校卒	10	53.1	631,996	22,932	609,064			
中学校卒	-	-	-	-	-	-		
事務部次長	31	50.4	662,648	6,080	656,568	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長及 び部次長級専門職	同上	
大学卒	27	49.9	684,502	7,136	677,365			
短大卒	2	48.5	506,845	0	506,845			
高校卒	2	58.5	568,520	0	568,520			
中学校卒	-	-	-	-	-	-		
技術部次長	28	47.6	608,488	8,819	599,669	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長及 び部次長級専門職	同上	
大学卒	27	47.6	604,898	2,343	602,555			
短大卒	-	-	-	-	-			
高校卒	*	*	*	*	*			
中学校卒	-	-	-	-	-	-		
事務課長	306	46.9	572,098	9,338	562,761	2係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	行政職(1) 6級	
大学卒	231	45.3	571,794	9,726	562,068			
短大卒	12	50.8	595,818	22,003	573,815			
高校卒	62	52.4	571,607	5,786	565,821			
中学校卒	*	*	*	*	*			
技術課長	352	46.4	566,308	11,566	554,742	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	同上	
大学卒	256	46.0	566,215	10,969	555,246			
短大卒	40	45.2	564,132	17,773	546,359			
高校卒	54	50.1	568,847	6,066	562,781			
中学校卒	2	50.8	578,872	90,941	487,931			

項目		調査 実人員	平均 年齢	平成20年4月分平均支給額			備考	対応級		
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)				
職	種	人	歳	円	円	円				
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	79	41.6	540,997	116,489	424,508	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職	本表2規模500人以上、本表3規模100人以上500人未満及び本表4規模100人未満の対応級欄参照		
	大学卒	60	39.4	536,588	116,634	419,954				
	短大卒	8	45.5	501,506	124,902	376,604				
	高校卒	11	50.4	593,159	109,508	483,651				
	中学卒	-	-	-	-	-				
	技術課長代理	42	40.9	549,698	115,387	434,311			同上	
	大学卒	34	38.2	539,619	132,866	406,754				
	短大卒	*	*	*	*	*				
	高校卒	7	52.8	578,573	9,951	568,622				
	中学卒	-	-	-	-	-				
	事務係長	153	44.3	532,999	57,266	475,733			課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長級専門職	同上
	大学卒	65	40.9	512,894	62,598	450,296				
短大卒	8	44.9	444,762	34,345	410,417					
高校卒	80	47.0	558,266	55,231	503,035					
中学卒	-	-	-	-	-					
技術係長	63	42.6	515,613	68,188	447,425	同上				
大学卒	21	35.4	434,920	75,233	359,687					
短大卒	7	47.5	508,947	3,412	505,535					
高校卒	33	46.0	569,651	76,886	492,765					
中学卒	2	49.0	522,721	75,671	447,050					
事務主任	246	40.6	462,740	91,223	371,517	行政職(1)3級				
大学卒	168	39.2	461,913	89,452	372,461					
短大卒	18	41.6	409,002	41,345	367,657					
高校卒	60	44.5	480,907	110,991	369,916					
中学卒	-	-	-	-	-					
技術主任	269	39.9	508,696	96,579	412,117	同上				
大学卒	190	39.3	511,205	100,694	410,512					
短大卒	41	40.5	495,868	74,752	421,116					
高校卒	37	43.3	509,679	100,297	409,382					
中学卒	*	*	*	*	*					
事務係員	1,159	33.4	352,701	59,395	293,306	行政職(1)1級、2級				
大学卒	655	31.3	362,261	69,339	292,922					
短大卒	183	34.7	301,878	32,273	269,605					
高校卒	310	37.3	355,375	50,297	305,078					
中学卒	11	53.4	425,313	54,449	370,863					
技術係員	875	31.9	369,600	76,023	293,577	同上				
大学卒	520	30.1	379,748	88,039	291,709					
短大卒	102	33.3	367,368	75,599	291,769					
高校卒	249	36.7	337,397	38,193	299,204					
中学卒	4	54.4	417,367	65,633	351,734					

3 規模100人以上500人未満

項目		調査 実人員	平均 年齢	平成20年4月分平均支給額			備考	対応級	
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)			
職	種	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の 支店(社)の長(取締役 兼任者を除く。)	本表2規模500 人以上、本表3 規模100人以上 500人未満及び 本表4規模100 人未満の対応 級欄参照	
	大学卒	-	-	-	-	-			
	短大卒	-	-	-	-	-			
	高校卒	-	-	-	-	-			
	工場長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の 工場の長(取締役兼 任者を除く。)	同上	
	大学卒	-	-	-	-	-			
	短大卒	-	-	-	-	-			
	高校卒	-	-	-	-	-			
	事務部長		20	52.3	573,042	115	572,928	2課以上又は構成員 20人以上の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び部 長級専門職(取締役 兼任者を除く。)	同上
		大学卒	14	54.6	603,780	0	603,780		
		短大卒	2	46.0	545,553	0	545,553		
		高校卒	4	47.7	485,545	540	485,005		
技術部長		51	50.8	636,479	111	636,368	2課以上又は構成員 20人以上の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び部 長級専門職(取締役 兼任者を除く。)	同上	
	大学卒	32	50.6	653,381	175	653,205			
	短大卒	5	50.2	619,967	0	619,967			
	高校卒	14	51.4	603,086	0	603,086			
事務部次長		3	48.0	546,250	0	546,250	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認め られる部の次長及 び部次長級専門職	行政職(1) 6級	
	大学卒	3	48.0	546,250	0	546,250			
	短大卒	-	-	-	-	-			
	高校卒	-	-	-	-	-			
技術部次長		17	45.7	562,857	327	562,530	2課以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	同上	
	大学卒	15	44.8	558,712	367	558,344			
	短大卒	-	-	-	-	-			
	高校卒	*	*	*	*	*			
事務課長		53	47.9	457,281	4,486	452,795	2係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	行政職(1) 4級、5級	
	大学卒	32	48.3	466,737	2,003	464,734			
	短大卒	7	44.0	427,738	7,861	419,877			
	高校卒	14	49.2	451,919	8,112	443,807			
技術課長		94	43.2	479,186	4,807	474,379	2係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	同上	
	大学卒	51	42.5	476,313	8,586	467,727			
	短大卒	21	43.2	473,087	0	473,087			
	高校卒	21	44.5	489,199	267	488,932			
	中 学 卒	*	*	*	*	*			

項目		調査 実人員	平均 年齢	平成20年4月分平均支給額			備考	対応級		
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)				
職種		人	歳	円	円	円				
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	11	47.9	438,541	3,850	434,691	前記課長に事故等のある ときの職務代行者 課長に直属し部下に係 長等の役職者を有する 者 課長に直属し部下4人 以上を有する者 職能資格等が上記課長 代理と同等と認められる 課長代理及び課長代理 級専門職	本表2規模500 人以上、本表3 規模100人以上 500人未満及び 本表4規模100 人未満の対応 級欄参照		
	大学卒	6	46.9	416,739	7,227	409,512				
	短大卒	-	-	-	-	-				
	高校卒	5	49.0	463,400	0	463,400				
	中学卒	-	-	-	-	-				
	技術課長代理	13	34.1	372,384	67,757	304,628				
	大学卒	6	34.8	411,557	70,102	341,455				
	短大卒	3	32.3	427,108	97,065	330,043				
	高校卒	4	34.3	272,584	42,259	230,325				
	中学卒	-	-	-	-	-				
	事務係長	17	39.6	370,452	64,294	306,158			課長又は課長代理 等に直属し直属の部 下を有する者 職能資格等が上記 係長と同等と認めら れる係長及び係長 級専門職	同上
	大学卒	4	41.6	391,210	66,878	324,332				
短大卒	5	37.2	377,734	77,445	300,288					
高校卒	8	40.0	355,715	55,129	300,586					
中学卒	-	-	-	-	-					
技術係長	70	39.1	410,653	88,383	322,270					
大学卒	37	40.1	448,264	99,492	348,772					
短大卒	13	37.7	408,759	88,936	319,823					
高校卒	20	38.0	343,797	67,918	275,879					
中学卒	-	-	-	-	-					
事務主任	35	39.0	356,388	40,395	315,994	行政職(1) 1級、2級				
大学卒	24	40.2	368,920	37,609	331,311					
短大卒	2	38.2	437,922	97,018	340,904					
高校卒	9	36.1	306,149	34,688	271,461					
中学卒	-	-	-	-	-					
技術主任	116	36.7	382,622	83,301	299,320					
大学卒	69	34.9	385,174	85,100	300,074					
短大卒	25	34.2	338,667	72,071	266,596					
高校卒	21	46.1	428,300	89,298	339,003					
中学卒	*	*	*	*	*					
事務係員	203	32.4	312,339	59,166	253,173		同上			
大学卒	99	30.1	311,259	55,838	255,420					
短大卒	62	31.3	285,426	60,486	224,940					
高校卒	41	39.5	354,553	66,246	288,308					
中学卒	*	*	*	*	*					
技術係員	556	31.9	336,278	60,322	275,956					
大学卒	321	31.9	351,715	60,159	291,556					
短大卒	139	27.8	261,652	39,737	221,914					
高校卒	96	39.9	431,150	102,957	328,193					
中学卒	-	-	-	-	-					

4 規模100人未満

項目		調査 実人員	平均 年齢	平成20年4月分平均支給額			備考	対応級
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
職種		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の 支店(社)の長(取締役 兼任者を除く。)	本表2規模500 人以上、本表3 規模100人以上 500人未満及び 本表4規模100 人未満の対応 級欄参照
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	工場長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の 工場の長(取締役兼 任者を除く。)	同上
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	事務部長	2	58.5	551,400	0	551,400	2課以上又は構成員 20人以上の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び部 長級専門職(取締役 兼任者を除く。)	同上
	大学卒	*	*	*	*	*		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	*	*	*	*	*		
技術部長	6	50.2	451,775	0	451,775	同上	同上	
大学卒	4	50.0	462,713	0	462,713			
短大卒	-	-	-	-	-			
高校卒	2	50.5	429,900	0	429,900			
事務部次長	2	44.5	431,200	0	431,200	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長及 び部次長級専門職	行政職(1) 4級、5級	
大学卒	*	*	*	*	*			
短大卒	-	-	-	-	-			
高校卒	*	*	*	*	*			
技術部次長	2	37.5	415,500	0	415,500	同上	同上	
大学卒	*	*	*	*	*			
短大卒	*	*	*	*	*			
高校卒	-	-	-	-	-			
事務課長	*	*	*	*	*	2係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	同上	
大学卒	*	*	*	*	*			
短大卒	-	-	-	-	-			
高校卒	-	-	-	-	-			
技術課長	13	40.7	398,537	0	398,537	同上	同上	
大学卒	8	41.0	376,622	0	376,622			
短大卒	*	*	*	*	*			
高校卒	4	41.0	442,000	0	442,000			
	中 学 卒	-	-	-	-	-		

項目		調査 実人員	平均 年齢	平成20年4月分平均支給額			備考	対応級
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
職	種	人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	-	-	-	-	-	前記課長に事故等のある ときの職務代行者 課長に直属し部下に係 長等の役職者を有する 者 課長に直属し部下4人 以上を有する者	本表2規模500 人以上、本表3 規模100人以上 500人未満及び 本表4規模100 人未満の対応 級欄参照
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術課長代理	-	-	-	-	-		
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	事務係長	11	47.2	342,739	21,107	321,632	課長又は課長代理 等に直属し直属の部 下を有する者 職能資格等が上記 係長と同等と認めら れる係長及び係長 級専門職	同上
	大学卒	4	44.8	384,593	36,431	348,163		
短大卒	-	-	-	-	-			
高校卒	7	48.6	318,822	12,351	306,471			
中学卒	-	-	-	-	-			
技術係長	4	40.0	502,066	142,794	359,273	職能資格等が上記 係長と同等と認めら れる係長及び係長 級専門職	同上	
大学卒	2	34.5	479,969	142,579	337,390			
短大卒	-	-	-	-	-			
高校卒	*	*	*	*	*			
中学卒	*	*	*	*	*			
事務主任	15	41.7	288,845	14,059	274,787		行政職(1) 1級、2級	
大学卒	5	35.6	300,440	23,000	277,440			
短大卒	3	45.3	287,110	2,410	284,700			
高校卒	5	46.4	288,790	17,730	271,060			
中学卒	2	39.5	262,600	0	262,600			
技術主任	39	39.0	330,955	9,829	321,126		同上	
大学卒	30	36.7	308,992	503	308,489			
短大卒	3	45.3	346,343	0	346,343			
高校卒	5	46.6	416,634	49,630	367,004			
中学卒	*	*	*	*	*			
事務係員	69	37.4	235,368	9,866	225,502		同上	
大学卒	20	29.5	231,791	6,676	225,114			
短大卒	12	39.9	236,176	11,976	224,200			
高校卒	36	40.2	236,094	10,899	225,195			
中学卒	*	*	*	*	*			
技術係員	61	30.9	310,605	51,143	259,461		同上	
大学卒	32	26.6	250,471	29,882	220,589			
短大卒	3	38.7	297,935	16,785	281,150			
高校卒	22	34.3	367,273	75,670	291,603			
中学卒	4	39.5	455,774	98,784	356,990			

その2 給与比較の対象外職種
規模計

項目		調査 実人員	平均 年齢	平成20年4月分平均支給額			備考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	
職 種		人	歳	円	円	円	
技能・ 労務 関係 職種	電話交換手	13	39.3	182,547	16,508	166,038	見習、外国語の電話交換手を除く。
	自家用乗用自動車運転手	2	60.7	513,228	107,100	406,128	
	守衛	6	56.7	416,515	70,279	346,236	
	用務員	4	60.3	475,095	8,618	466,478	
教 育 関 係 職 種	大学学長	*	*	*	*	*	
	大学副学長	-	-	-	-	-	
	大学学部長	*	*	*	*	*	
	大学教授	57	57.0	748,320	8,667	739,653	
	大学准教授	39	50.1	650,236	17,855	632,381	
	大学講師	37	43.9	558,586	25,185	533,401	
	大学助教	54	37.3	508,038	60,971	447,066	
	大学助手	4	46.0	461,023	0	461,023	
	高等学校校長	2	57.0	906,100	0	906,100	
	高等学校教頭	3	52.7	719,173	667	718,507	
	高等学校主幹教諭	-	-	-	-	-	
	高等学校指導教諭	-	-	-	-	-	
高等学校教諭	75	38.2	464,773	2,490	462,283		
研 究 関 係 職 種	研究所長	11	52.1	803,386	0	803,386	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。)
	研究部(課)長	110	46.5	679,015	526	678,488	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
	研究室(係)長	58	41.2	570,056	313	569,744	構成員3人以上の室(係)の長
	主任研究員	108	39.7	534,639	46,554	488,086	下記研究員より上位の者
	研究員	317	33.3	392,053	53,162	338,891	
	研究補助員	101	29.1	307,975	53,766	254,209	

職 種	項 目	調 査 実人員	平均 年齢	平成20年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	
医 療 関 係 職 種	病院長	人 3	歳 64.0	円 1,824,800	円 0	円 1,824,800	部下に医師又は歯科医師5人以上
	副院長	7	53.6	1,308,700	0	1,308,700	上記院長に事故等のあるときの職務代行者
	医科長	30	46.8	1,165,606	158,760	1,006,846	部下に医師又は歯科医師1人以上
	医師	37	37.4	862,183	208,517	653,666	
	歯科医師	2	32.5	511,425	23,625	487,800	
	薬局長	4	48.8	466,565	18,140	448,425	部下に薬剤師2人以上
	薬剤師	34	35.6	379,852	69,386	310,466	
	診療放射線技師	32	36.2	386,273	53,832	332,440	
	臨床検査技師	38	37.5	337,907	31,369	306,537	
	栄養士	17	40.5	310,185	36,513	273,672	
	理学療法士	23	30.1	277,712	21,772	255,940	
	作業療法士	15	30.6	272,359	17,654	254,706	
	総看護師長	3	54.3	619,345	0	619,345	部下に看護師長5人以上
	看護師長	50	43.1	443,098	55,002	388,097	部下に看護師又は准看護師5人以上
	看護師	128	29.7	348,071	72,954	275,117	
准看護師	52	48.0	330,980	60,385	270,595		

第13表 民間における初任給の改定状況

(単位:%)

学 歴	項 目	初任給の改定状況			採用なし	
		採用あり	増額	据置き		減額
大学卒	41.8	(47.4)	(52.6)	-	58.2	
高校卒	16.4	(60.8)	(39.2)	-	83.6	

- (注)1 事務員と技術者のみを対象としたものである。
 2 ()内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第14表 民間における家族手当の支給状況

(単位:%)

制度の有無	事業所割合
制 度 あり	81.7
制 度 なし	18.3

(単位:円)

扶養家族の構成	平均支給月額
配 偶 者	15,235
配偶者と子1人	22,229 (6,994)
配偶者と子2人	28,507 (6,278)

- (注)1 支給月額は、扶養家族の構成に応じて支給される手当額の平均である。
 2 ()内の金額は、子が1人増えることにより増加する額である。
 3 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

(参 考)

(単位:円)

市職員の現行 扶養手当月額	配 偶 者	15,300
	配偶者以外の扶養親族	6,800
	満16歳の年度初めから満22歳の年度 末までの子1人につき加算する額	5,000

第15表 民間における住宅手当の支給状況

(単位:%)

支給の有無	事業所割合
支 給	74.2
借家・借間居住者に支給	(100.0)
自宅居住者に支給	(87.5)
社宅居住者に支給	(22.6)
非 支 給	25.8

(注) ()内は、支給がある事業所を100とした割合であり、複数回答である。

第16表 民間における特別給の支給状況

区 分		事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
		項 目	
平均所定内給与月額 (単位:円)	下半期(A1)	379,956	281,325
	上半期(A2)	377,243	285,806
特別給の支給額 (単位:円)	下半期(B1)	894,079	534,202
	上半期(B2)	885,979	537,860
特別給の支給割合	下半期(B1/A1)	2.35 月分	1.90 月分
	上半期(B2/A2)	2.35 月分	1.88 月分
年 間 の 平 均		4.52 月分	

(注) 1 下半期とは平成19年8月から平成20年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

2 年間の平均は、特別給の支給割合を市職員の人員構成に合わせて求めたものである。

備 考 市職員の場合、現行の年間支給月数は、4.50月分である。

第17表 民間における給与改定の状況

(単位:%)

項 目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップ慣行なし
役職段階				
係 員	36.8	9.0	-	54.2
課 長 級	21.2	11.2	-	67.6

第18表 民間における定期昇給の実施状況

(単位:%)

役職段階	項目 定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 停止	定期昇給 制度なし	
		増額	減額	変化なし			
係員	89.3	87.5	21.2	7.4	58.9	1.8	10.7
課長級	65.6	63.9	14.1	2.6	47.2	1.7	34.4

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第19表 民間における年俸制の導入状況

(単位:%)

役職段階	項目	年俸制を導入している事業所	年俸制を導入していない事業所
係員		3.3	96.7
課長級		21.2	78.8
部長級		32.0	68.0

第20表 民間における昇給制度の状況

(単位:%)

役職段階	項目	昇給制度あり			昇給制度なし	
		自動昇給	査定昇給	昇格昇給		
係員		91.7	(28.6)	(86.8)	(60.4)	8.3
課長級		72.2	(24.3)	(82.7)	(59.6)	27.8

(注) ()内は、昇給制度がある事業所を100とした割合であり、複数回答である。

第21表 民間における冬季賞与の配分状況

(単位:%)

役職段階 \ 項目	一定率(額)分	考課査定分
係 員	59.9	40.1
課 長 級	54.4	45.6

第22表 民間における雇用調整の実施状況

(単位:%)

項 目	実施事業所割合
採用の停止・抑制	1.3
部門の整理・部門間の配転	2.8
業務の外部委託・一部職種の派遣社員等への転換	1.5
転籍出向	4.4
一時帰休・休業	-
残業の規制	2.8
希望退職者の募集	1.1
正社員の解雇	-
賃金のカット	-
計	11.0

(注)1 平成20年1月以降の実施状況である。

2 複数回答である。

3 「計」欄は、何らかの上記措置を行った事業所の割合である。

第23表 民間における所定労働時間の状況

平均所定労働時間

1日単位	1週間単位
7 時間 44 分	38 時間 44 分

1日単位の所定労働時間の分布状況

(単位:%)

8時間	7時間46分以上 8時間未満	7時間45分	7時間31分以上 7時間45分未満	7時間30分	7時間30分未満
20.1	6.9	45.2	5.6	15.9	6.3

1週間単位の所定労働時間の分布状況

(単位:%)

40時間	38時間46分以上 40時間未満	38時間45分	37時間31分以上 38時間45分未満	37時間30分	37時間30分未満
20.9	9.5	37.5	8.4	12.1	11.6

第3部 労働経済指標

第24表 費目別、世帯人員別標準生計費

(平成20年4月)

世帯人員 費目	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	27,080	39,340	50,760	62,190	73,610
住居関係費	33,870	77,000	67,190	57,370	47,550
被服・履物費	6,440	9,210	11,030	12,850	14,670
雑費 I	35,020	58,220	78,770	99,310	119,860
雑費 II	9,340	20,100	23,030	25,950	28,880
計	111,750	203,870	230,780	257,670	284,570

(注) 1 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2～5人世帯については、「家計調査」(総務省)における平成20年4月の費目別平均支出金額(日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの)に、人事院が示した「費目別、世帯人員別生計費換算乗数」を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、全国の標準生計費に、全国の費目別平均支出金額に対する本市における費目別平均支出金額の比率を乗じて算定した。

2 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

- 食料費 …………… 食料
- 住居関係費 …………… 住居、光熱・水道、家具・家事用品
- 被服・履物費 …………… 被服及び履物
- 雑費 I …………… 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
- 雑費 II …………… その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金)

第25表 労働経済指標

項目				年 月	単位	平成19年 4月	5月	6月	7月
賃金・労働時間 (厚生労働省毎月勤労統計調査)	全国 (規模30人以上)	きまって支給する給与	調査産業計	金額	千円	302.8	298.2	300.0	299.7
				前年同月比	%	0.3	0.7	0.3	0.6
			うち所定内給与	金額	千円	275.6	272.5	274.5	274.2
				前年同月比	%	0.1	0.6	0.3	0.7
	総実労働時間数(調査産業計)			時間数	時間	158.0	151.5	159.5	157.4
	うち所定外労働時間数			時間数	時間	14.0	12.9	13.1	13.2
	神奈川県 (規模30人以上)	きまって支給する給与	調査産業計	金額	千円	338.3	333.8	334.0	333.5
				前年同月比	%	1.0	2.6	0.8	1.6
			うち所定内給与	金額	千円	307.7	304.4	304.5	304.3
				前年同月比	%	1.9	3.5	1.5	2.8
総実労働時間数(調査産業計)			時間数	時間	154.6	150.7	156.1	155.4	
うち所定外労働時間数			時間数	時間	13.9	13.5	13.5	13.5	
生計費	家計調査(総務省)	消費支出(全世帯)	全 国	金額	千円	316.2	293.2	280.6	291.6
				前年同月比	%	1.1	0.4	△ 0.1	△ 0.2
			川 崎 市	金額	千円	360.3	301.2	322.3	296.3
				前年同月比	%	△ 9.1	△ 13.4	△ 4.5	△ 4.3
物 価	消費者物価指数 (総合指数、総務省)	全 国	前年同月比	%	0.0	0.0	△ 0.2	0.0	
		川 崎 市	前年同月比	%	0.1	△ 0.1	△ 0.3	0.0	
	国内企業物価指数(日本銀行)		前年同月比	%	1.9	1.7	1.8	1.9	
雇 用・生産	常用雇用指数(調査産業計、厚生労働省)			前年同月比	%	1.1	1.3	1.5	1.5
	有効求人倍率(厚生労働省)			倍	1.05	1.06	1.07	1.06	
	鉱工業生産指数(経済産業省)			前年同月比	%	1.0	4.8	1.3	3.1
	製造工業労働生産性指数 (社会経済生産性本部)			前年同月比	%	0.9	2.6	0.5	2.7

8月	9月	10月	11月	12月	平成20年 1月	2月	3月	4月
298.4	299.2	300.9	301.6	302.0	299.2	301.7	303.2	305.3
0.6	0.4	0.3	0.8	0.7	0.6	1.3	1.3	0.8
272.9	273.7	274.4	274.5	274.7	273.4	275.3	276.1	278.0
0.5	0.4	0.2	0.8	0.9	0.7	1.2	1.1	0.9
152.1	151.3	156.4	160.2	153.2	142.9	154.2	153.9	158.3
12.8	13.3	13.6	13.8	13.9	12.8	13.4	13.9	13.7
333.4	338.0	333.4	333.3	336.3	328.5	334.6	334.9	339.4
2.8	3.1	0.3	1.2	1.5	△ 0.5	1.6	△ 0.1	0.3
302.6	307.9	302.6	301.4	303.8	299.5	302.3	301.6	306.3
3.0	4.2	1.0	2.8	2.8	△ 1.1	1.0	△ 1.0	△ 0.5
149.0	147.8	154.3	157.9	150.7	139.2	152.8	152.3	156.7
14.0	14.0	14.9	14.6	15.1	13.6	15.2	15.4	15.2
296.0	281.4	297.0	282.8	351.7	309.8	275.8	312.6	310.7
1.3	3.0	0.8	△ 0.0	3.1	4.5	1.1	△ 0.3	△ 1.7
318.1	303.4	342.3	314.7	382.6	371.7	281.3	342.0	341.6
△ 3.5	△ 3.2	26.6	17.6	3.4	19.6	△ 3.3	△ 12.0	△ 5.2
△ 0.2	△ 0.2	0.3	0.6	0.7	0.7	1.0	1.2	0.8
△ 0.3	△ 0.1	0.1	0.5	0.2	0.3	0.6	0.7	0.7
1.6	1.3	2.0	2.3	2.7	3.0	3.5	3.9	3.9
1.5	1.4	1.6	2.0	1.9	1.9	2.0	1.9	1.9
1.05	1.04	1.02	1.00	0.98	0.98	0.97	0.95	0.93
4.6	0.2	5.3	3.2	1.5	2.9	5.1	△ 0.7	1.9
4.3	1.4	4.6	0.1	1.9	4.1	2.2	△ 2.1	1.8